

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから平成24年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。
なお、8番、中澤議員より議長あてに欠席届が出ております。御承知ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月23日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案30件が町長から提出されております。

次に、議員の辞職について報告します。

去る2月21日、市川昌美君、原田全修君、小藪侃一郎君、太田侑孝君から、1月27日の臨時議会において、発議第1号、川根本町議会解散請求に伴う弁明書について反対したことの理由により、議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、2月27日、議員辞職願を許可いたしました。報告いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

また、市川昌美君から、平成23年12月21日の同君の発言について、字句を訂正したい旨の申し出がありました。内容は、「ホットスポット」を「300前後」に訂正するものです。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成24年第1回定例会の開催をお願いいたしましたところ、御多用にもかかわらず御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

1月18日に、町長解職及び町議会の解散を求める本請求がなされたことにより、本町選挙管理委員会は、2月27日を告示日とし、3月18日を投票日とすることに決定しました。この投票結果いかんによっては、4月にも選挙が行われるという状況の中で、4名の議員が辞職するという事態となりました。このような異例の事態が続く中で、本定例会を迎えることになりましたが、3月定例会は総合計画、平成24年度予算と、それにかかわる重要事件の審議がございますので、熱心かつ慎重な御審議をお願いするものであります。

我が国経済の状況は、昨年3月の東日本大震災の影響を受けて、依然として厳しい状況が続く中で、各種の政策効果などを背景に、景気の緩やかな持ち直し傾向が続くことが期待されているものの、欧州の政府債務危機が金融システムに対する懸念につながっていることや、金融資本市場に影響を及ぼしていることなどにより、海外景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクが存在しております。また、電力供給の制約や原子力災害の影響、さらにはデフレの影響、雇用調整の悪化懸念が依然として残っていることにも注意が必要であります。

政府は、大震災からの復興に全力を尽くすとともに、欧州政府債務危機などによる先行きリスクを踏まえ、景気の下振れ回避に万全を期するとした上で、デフレ脱却に断固として取り組み、全力を挙げて円高とデフレの悪循環を防ぐとしております。

このため円高への総合的対策及び平成23年度第3次、第4次補正予算を迅速に実行するとともに、平成24年度予算及び関連法案の早期成立に努めるとし、1月24日には、平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議決定しました。また、政府は日本銀行と一体となって、速やかに安定的な物価上昇を目指すとし、デフレ脱却に向け、日本銀行に対して政府との緊密な情報交換・連携のもと、適切かつ果敢な金融政策運営を期待するとしておりましたが、これと呼応するかのように、日本銀行は2月14日、中長期的な物価安定のめどを示し、当面、消費者物価の前年比上昇率1%を目指して、それが見通せるようになるまで実質的なゼロ金利政策と金融資産買い入れ等の措置により、強力な金融緩和を推進していくことを決定し、資産買い入れ等の資金を55兆円程度から65兆円程度と10兆円程度増額することとしました。

予期せぬタイミングでの政策発動であったため、いろいろ憶測する向きもありましたが、

日銀がさらなる緩和政策に積極的な姿勢を示したことを評価する声が多かったようです。

1月24日には、第180回通常国会が開幕しております。平成23年度第4次補正予算については、2月8日に可決成立しましたが、平成24年度予算に続き、野田政権が最大の課題とする消費税増税と社会保障の一体改革などの審議を控え、野党は衆議院解散に追い込もうと対決姿勢を強め、与党内にも消費税増税に慎重なグループがあるなど波乱含みの展開が予想される中、橋下大阪市長や石原東京都知事を中心とした新党構想が浮上するなど、大きな政界再編の流れにつながっていく可能性も出てきております。

国外においても、本年は世界の主要国のリーダーが交代か改選の時期を迎えております。アメリカ、ロシア、フランス、韓国で大統領選挙が行われ、中国では新しい総書記が選ばれます。このような中で、この5年間で6人の首相が代わった我が国はどうなるのか、これからの動きが注目されるところであります。

国立社会保障人口問題研究所は、1月30日、日本の将来推計人口を公表しました。将来推計人口は、おおむね5年ごとに国勢調査や人口動態統計のデータをもとに、将来の出生や死亡を仮定して推計するもので、将来の人口構成がどう推移するのかの見通しを立て、年金や介護、医療など、社会保障政策の基礎資料とするものですが、これによると2060年の人口が8,674万人となり、2010年、平成22年の1億2,806万人に比べ、50年間で4,132万人、32.3%減少することになります。50年後には総人口が現在の約3分の2にまで落ち込み、65歳以上の高齢者が3,464万人で全体の39.9%、現役世代は4,418万人で50.9%、子供世代は791万人で9.1%という超少子・高齢社会の到来を予測しております。

2005年、平成17年には、女性1人が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率が過去最低の1.26を記録しましたが、その後、晩婚化が進む中で30代後半の団塊ジュニアを中心とした出生数の増加や、第2子以上の増加などにより、2010年には1.39にまで上昇を示したことなど、ここ数年間、増加傾向にはありますが、既に高齢化率が40%を超え、出生率も非常に低い川根本町の現状を考えると、子供を産み育てやすい社会づくりに関する施策を、他の施策に優先して実施していく必要を強く感じるものであります。

我が国に限らず、世界各国が政治・経済ともに未知の領域に入り、方向性を見出せない状況にあります。我が国は、昨年3.11・東日本大震災からの復興の見通しすら立っていない状況の中で、首都直下型地震、東海地震、3連動地震の発生確率が何%だとか、富士山噴火の可能性が高まっているなど、新たな自然災害の危機が報道されたり、人口減少、少子・高齢化の深刻化、年金財政の破綻など、先行きの暗い話題ばかりが取りざたされ、国民の不安をあおっております。

このような状況の中で、川根本町では、第1次総合計画がスタートして5年が経過し、前期基本計画期間が終了することから、基本構想の見直しと基本計画の策定を進めてきました。このほど計画案がまとまり、川根本町総合計画審議会、澤口会長から答申をいただきました。澤口会長からは、「計画の趣旨内容を広く町民に周知するとともに、十分な理解と協力を得

られるように努めること。総合計画の進捗状況を常に把握し、定期的に公表するとともに、多くの町民の声が反映できる体制づくりに努めること。国の動向、社会情勢、地域事情等を十分見きわめた上で効果的かつ着実な事業実施に努めること。地域全体が停滞する中、行政を見る町民の目が厳しさを増しているため、町民の期待にこたえられるよう真剣に取り組んでいただきたい。また、職員が意欲を持って前向きに業務に取り組める体制づくりに努めてほしい」とのお言葉をいただきました。総合計画審議会員の皆様をはじめ、ワークショップ、子ども会議、パブリックコメントなど、御意見や御提言をお寄せいただいた皆様に、心からお礼を申し上げるものであります。この第1次総合計画基本構想の変更及び基本計画の策定については、本議会で御審議をいただくこととなります。

中長期的展望に立った総合計画の実現に向けて、これから後半の5年に入って行くわけですが、平成24年度一般会計予算は55億1,300万円、前年度と比べ1億3,200万円、率にして2.3%の減額となる予算を編成させていただきました。

平成20年度からの国の経済対策に係る地域活性化関連の補正予算による、道路など生活環境整備や学校など教育環境整備に始まって、23年度には分権時代を迎え、ますます重要視される地域コミュニティの強化を図るため、住民による地域づくりへの支援や、地域の要望にこたえるような住民生活に直結した身近な事業に重点を置いた事業展開を行ってきました。また、保健、医療、福祉など住民生活の安全・安心に直接結びつくような施策の充実にも力を入れてきました。

平成24年度は、東日本大震災や河川災害等を教訓に、従来の住民の生活環境の向上に加え、災害対策に重点を置いた予算を編成しました。主には、東海地震や集中豪雨等の自然災害への防災対策、健康で明るく過ごすための保健、医療、福祉政策の充実による安全・安心のまちづくり、農林業と商工観光業の連携による地域活性化、恵まれた自然や人的資源を生かした施策の展開による元気で活力に向けたまちづくり、地域間交流の促進や地域づくり活動への支援による住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりの3つを柱としました。

まず、1つ目の柱としては、昨年の3.11・東日本大震災、台風12号、15号などから得られた教訓をもとに、東海地震や豪雨など自然災害への防災対策や健康で明るく暮らすための保健・医療・福祉施策のさらなる充実を図り、より安全で安心のまちづくりを目指します。災害に強いまちづくりでは、予想される東海地震や豪雨災害など大規模災害に備えて施設整備や予防対策を進め、災害時の被災リスクを少しでも軽減できるように努めます。主な事業としては、古い基準で建てられた町内12の集会所の耐震補強工事、戸別受信機未設置の1,400世帯に防災ラジオの配備、備蓄用倉庫未設置地区への倉庫15棟の設置や防災資機材整備の補助、災害時に避難所となる町内小・中学校体育館への非常用照明、発電機設置等でございますが、照明の整備、大井川の浸水や土砂災害警戒区域などを示すハザードマップの作成などを進めます。

災害時には、孤立が懸念されるところから、急傾斜地等の防護対策を図るとともに、町道

地や林道など、道路の整備改修を進めます。また、青部バイパスや富士城バイパス、上長尾バイパス、川根寸又峡線など国・県道整備など、命の道としての道路の早期開通、改良などの要望に努めていかなければなりません。

さらに、住民の安心とともに、生活の諸便宜の向上を図るため、町営バスやスクールバスの運行、外出支援サービス事業など、足の確保を図ってまいります。また、地域の公共交通機関としての大井川鉄道との連携もさらに強めていく必要があると考えます。

だれもが安心して暮らせるふるさとづくりを目指すには、乳児から高齢者まで健やかに暮らせる環境の整備を図ることが必要となります。川根本町の子供たちが、将来に大きな夢を持って、生き生きと輝きながら育てていただくため、子育て支援センターや放課後子ども教室などの運営、私立保育園運営支援、私立幼稚園運営支援、結婚祝い金・出産祝い金支援事業などのほか、各種保健事業や医療費助成など子育て環境の充実を図り、子育てを支援するまちづくりに努めます。

また、高齢化が進む中で、健康的な生活を送ることは安全・安心のまちづくりにとって極めて重要でありますので、各種疾病に対する予防接種費用の助成や、各種健康診断事業の充実にも努めたいと考えます。今後とも医師の確保に努めるとともに、長期的な視点に立っての医療体制の整備・構築を考える時期に来ていると思われまますので、ふじのくにネットワークなどにより総合病院等と町内診療所が相互に連携を図りながら、住民も安心、医師も安心して取り組める川根本町の医療体制を検討していく必要があると考えます。

2つ目の柱は、農林業と商工観光業の連携による地域経済の活性化、恵まれた自然環境や人的資源を生かした施策の展開による元気で活力に満ちたまちづくりであります。林業や茶業の低迷が続き、担い手の高齢化も顕著になる中で、農林業の振興は、町の活性化という面からはもちろん、農林業の持つ多面的な機能の発揮・維持のためにも極めて重要であります。

茶業振興対策としては、川根茶のブランド力の維持・強化、安全・安心のお茶づくり、地域の情報発信と販路拡大のための支援などを行います。具体的には、茶の改植、省力化のための機械導入、緑茶加工施設整備、作業道整備など、茶業生産基盤整備への補助と流通面からお茶の販路拡大を目指す市場開拓調査研究事業を進めます。

また近年、耕作放棄地が増加傾向にありますので、農業生産基盤としての農地の維持、ふるさと景観の維持、国土の保全などという点からも、耕作放棄地対策に取り組んでまいります。柚子の植栽など、お茶との複合作目の導入等についての支援、調査研究なども進めます。

商工業や観光業の振興も大きな課題であります。商業環境は、島田市ほか近隣都市周辺地域に大型駐車場を有する大型量販店が立地し、道路事情が改善されるに伴って購買力の流出が進み、建設業関係は公共事業費の削減や住宅着工件数が大幅に落ち込み、製造業も空洞化や円高等の影響を受け、観光関連事業も入り込み客数の回復が見られないなど、産業界はいずれも厳しい状況にあります。農・林・商・工・観が連携して、6次産業化を目指す中で活性化を図っていきたいと考えます。

町の活性化は、人口の多寡によって決まります。定住促進策は、町としてまず進めなくてはならない施策であります。今日まで亡くなる人や転出する人の数が多く、新たに転入し、定住する人の数が表面に出にくかった感もありますが、ここ10年、20年の間に、町内に移住された人の数も決して少なくありません。このように川根本町を好きになって来てくださる人も結構いらっしゃいます。ちゃつきり娘として、あるいは緑の協力隊として、川根本町での暮らしを体験する人、千年の学校や川根茶塾などで川根本町を知ろうとする人もいらっしゃいます。これらの人々の意見も伺いながら、今後、本町への定住促進を図ることは大きな意味があると思われまます。このようなことから、空き家バンクの開設や空き家改修補助制度のスタートなどにより、定住促進を図っていきたいと考えます。

また、交流人口の増加を図るには、川根本町へのアクセスを改良することが大切であり、そのためには道路整備を促進することや、大井川鉄道との連携・協力が不可欠になります。

富士山静岡空港が既に開港し、4月には新東名が供用開始となり、島田金谷バイパスの4車線化が計画され、金谷駅の改修工事もあるやに聞く中で、島田市は大井川流域における中心的な交流拠点都市を目指すとし、大井川を軸とした地域づくりを重要視し、野守の池をイルミネーションスポットとし、川根温泉宿泊施設の建設を進めようとしております。島田市への集客力が高まることが予測されることから、島田市をはじめとする流域市町との連携を深めながら、島田市から川根筋を経由して奥大井へいざなうための戦略展開が必要となります。川根筋を単なる通過点としてではなく、グルメやショッピングなど川根の魅力をまるごと満喫できるようなエリア、都市住民とふれあい、交流し、相互理解を深めるようなエリアとして、大井川筋の街道整備を進め、宿泊基地としての寸又峡温泉、千頭温泉、接岨峡温泉、もりのくになどの再整備を図っていくことが必要となります。そのために、中長期的な展望に立ちながらも、できることから取り組める行動計画を盛り込んだ観光振興計画の策定を進めます。

昨年、島田市と共催したSLフェスタについても、本年度も継続して行います。大井川流域の広域連携は、大井川沿線や周辺地域の水源地域への理解や協力を求める上でも、川根本町の元気を再生させるためにも、重要なポイントであると考えます。島田市とは、旅行代理店を招いてのファミトリップ等も行いましたが、引き続き今年度も行うとともに、大井川筋の観光振興について連携を含めていきたいと考えます。

3つ目の柱は、地域間交流の促進と、住民が取り組む地域づくり活動等への支援によって、住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりを目指します。

まちづくりには、何よりもそれを担う人材の育成が大切であります。学校教育から生涯学習まで、成長の過程で様々な教育や学習の機会が得られるような環境をつくる必要があります。学校教育の面では、近年、教育施設や教育資器材の整備はある程度進めてきましたが、児童・生徒数の減少により、複式教育を取り入れている小学校や中学生の部活動などに支障を来している例が見られ、現場の先生方や父兄の皆様には心配される向きもあらうと思ひ

ます。川根本町における学校教育のあり方を、父兄の皆様や地域の皆様とともに検討する必要を感じております。生涯学習の面からは、地域で取り組む生涯学習により、コミュニティー活動やまちづくりなどに成果もあらわれてきておりますので、今後とも推進していきたいと考えております。

地域間交流の面では、川勝知事からお話のあった中国竜泉市との友好都市推進事業や中学生の海外研修事業など、国際的な交流から大井川を軸とした観光振興を目指した連携、水資源や河川環境などを通じての流域連携、海の子・山の子の交流など近隣市町との連携、地域内の様々な交流・連携などを通して相互理解を深めるとともに、あらゆる場面で活躍できる人材を育て、住民が将来に夢を持てるまちづくりを進めていきたいと考えます。

また、本年8月に開催されるロンドンオリンピックには、カヌースプリント競技において、大村朱澄選手が出場することになりました。オリンピックというアスリートにとって最高の舞台への出場ということで、大村選手を称揚し、激励するとともに、世界に伍して頑張れる人材を育てるという観点からも支援事業を行います。

川根本町には、山のこと、お茶のこと、その他趣味などいろいろな分野で達人としてのわざや知恵を持った方もいらっしゃいますので、このような人たちが活躍できる場をつくるためにも、マイスター制度を機能させていきたいと考えます。

以上のように、3つを柱として予算編成を行いました。

国民健康保険事業など6つの特別会計を合わせた総額は79億7,720万円と、前年度対比2億6,070万円、3.3%の減額となりました。

今回の定例会では、総合計画1件、条例改正9件、駿遠学園管理組合規約変更1件、公の施設の指定管理6件、補正予算6件、24年度予算7件の計30件であります。御審議のほど、よろしく願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、中野暉君、3番、山本信之君を指名します。

◇

◎会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの14日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの14日間に決定しました。



◎日程第3 議案第2号 第1次川根本町総合計画基本構想見直し及び
後期基本計画の策定について

○議長(板谷 信君) 日程第3、議案第2号、第1次川根本町総合計画基本構想見直し及び後期基本計画の策定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第2号、第1次川根本町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について、提案理由の御説明をいたします。

平成18年度に策定された第1次総合計画は、10年後の町の将来像である、水と森の番人が創る癒しの里 川根本町、豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、誰もが安心して暮らせるふるさとの実現に向けた取り組みを行ってまいりましたが、中長期を見通して施策の方向を明らかにした前期基本計画は、平成23年度をもって最終年度となります。

そのため、前期基本計画の進捗度などを検証するとともに、現在の社会情勢や実態との整合性を図るため、基本構想の変更と後期基本計画を策定するものでございます。

昨今の社会情勢を見ますと、大規模災害発生への対策強化が求められる中、国の財政状況は依然として厳しく、少子・高齢化の進行や社会保障制度に対する不安など、課題が山積している半面、富士山静岡空港の開港に加え、平成24年4月には御殿場から三ヶ日までの間、新東名高速道路が開通することとなっております。

このような社会情勢の変化を十分に踏まえ、多くの町民の皆様の御意見をお聞きし、わかりやすく夢のある計画にしたいということで取り組んでいるところでございます。そのため策定に当たりましては、町民アンケートの実施、子ども会議や町民ワークショップの開催、及びパブリックコメントの募集などにより、多くの町民の皆様の声をいただき、その意見を反映するというを最も重視いたしました。

また、役場内部の組織として、副町長を委員長として、室長・係長で構成する策定委員会を設置し、役場職員全体で検討を重ねることによって、計画内容に深くかかわってまいりました。

この基本構想の変更と後期基本計画の策定は、川根本町総合計画審議会におきまして、5

回の慎重な審議を経てまとめられ、過日2月23日に答申をいただいたところであります。

以上のとおり、第1次川根本町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定につきまして、川根本町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会に提案するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

なお質疑は、総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） これは第1常任委員会に付託されるという予定になっているということですが、案というんですか、配付されたものをずっと見せていただいたんですけども、実態との整合性を図るといふふうな、今、町長の言葉が、説明があったんですけども、それにしても、私も意見を出したんですけども、昨年起きた東日本大震災、本当に未曾有の大災害となって、それに伴う原発災害、それから昨年、全国各地でしばしば起きた台風災害、そういう自然災害が本当に大規模化、激烈化してきているということに対する対策というのが、そんなに厳しく見直されているというふうには思いませんでした。それは意見として出したんですけども、実施計画の方でというか、計画の方に少し出ているんですけども、そういう中で、もしこれから、もしというか、委員会審査するわけですけども、議員の皆さんからも、私たちも意見を出すと思うんですよ、そのための委員会だから。そうすると、そういう出された意見が、これからまたその計画に反映されるのかどうか、することができるのかどうか、もう決定なのか、決定したものを賛成か反対かといって出されてくるのか、それとも修正、訂正の余地が、可能性があるのかどうか、そこをお伺いします。

○議長（板谷 信君） 答弁は。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） この総合計画の見直しということで、基本構想の方は当初つくりましたことの、社会情勢の変化等で変化をした部分につきましては見直しをさせていただきました。また、基本構想の後期基本計画ですか、こちらは23年度で終了ということで、後期の方、あと5年間の分を策定をさせていただきました。

それと、後期計画につきましては、一応これで承認を得たいと思っておりますが、実際の実施につきましては、またその都度、意見をいただきながら実施をしていきたいと思っております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（板谷 信君） ちょっと休憩します。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時35分

○議長（板谷 信君） 会議を再開します。

企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 変更につきましては、当然、議会の承認を得まして変更の手続になると思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 議長が先ほど休憩中に言われたように、当然、修正案が出れば、それを審議して可決という見直しも可能だということですね。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） そのとおりでございます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、第1次川根本町総合計画基本構想見直し及び後期基本計画の策定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第4 議案第3号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第4、議案第3号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第3号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案2ページから6ページをごらんください。

今回の改正議案は、町の職員としての採用を考えております、いやしの里診療所医師の給

与に関し、医療職給料表及び初任給調整手当について、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を上程するものです。

内容は、行政職給料表と同様に、人事院規則に定められている医療職給料表を適用し、さらに、同じく人事院規則に基づく初任給調整手当の支給について新たな規定を設けるという改正になります。

特に、初任給調整手当の支給につきましては、農山村や過疎地域などにおいて医師などの特殊な職種の分野での人材の確保が困難である地域に支給が認められているものでありますが、この手当は一定の経験年数により減額されていくものであり、最高41万900円から5万5,000円の範囲で支給されるものであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 議案の3ページの第7条の3の第2項に、必要な事項は別に規則で定めるといふふうに書いてありますけれども、もう規則ができているんでしょうか。できていたら、配付をしていただけるか、お伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 規則の関係でございまして、現在、給与に係る規則については整備中でございます。まだ固まっておられませんので、現在のところは、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） いつごろできて配付されるか。規則については、要綱などもそうですけれども、変更があっても設置しても、議会に、私たちが気がついて請求しない限り、ほとんどのものが私たちのところには届けられません。私は、それは非常に不満があります。全部に気がつくということがなかなか難しい状況ですので、ぜひ作成したら、速やかに議会の方へも届けて、1冊でもいいようなものなら1冊でいいでしょうし、個々に配付したほうが良いという判断であれば、そういうふうにしていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 4月1日からの施行というような形で、ほとんど変わりますので、全員協議会等にお示ししたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第3号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第4号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第5、議案第4号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第4号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明をいたします。

議案7ページから8ページをごらんください。

今回の改正議案は、人事院が昨年9月30日に行いました、国家公務員の月例給に關しての報告、勧告を考慮し、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を上程するものです。

内容は、町職員のうち、平成18年4月の給与の激減緩和措置による現給保障されていたものの経過措置について、平成24年4月から支給されている経過措置額の2分の1を減額して支給することとし、さらに平成25年4月からはこの措置を廃止するという改正になります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第5号 川根本町職員の定年等に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第5号、川根本町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第5号、川根本町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明をいたします。

議案9ページから10ページをごらんください。

今回の改正議案は、町の職員としての採用を考えております、いやしの里診療所に勤務する医師の定年の特例について、川根本町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を上程するものです。

内容は、医師という特殊な職種を勘案し、本来60歳である町職員の定年を、医療職給料表を適用する職員の場合、65歳としたいという改正になります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 医師の定年を65歳というふうに、町の職員として採用する形で定

年を設けるといふことですが、まだ、いやしの里診療所のお医者さんは、きちんとした正規の採用というんですか、確保ができていないという状況で、公募して何人か応募があったという説明もありましたけれども、お医者さんは、第一線で厳しい医療、総合病院とか大きいところで働いて、もうある程度、そういうところで経験を積むと、ちょっと田舎の方の空気のいいところへ行って、少しのんびりということではないでしょうけれども、地域医療に今度は貢献したいと意欲を持たれるお医者さんも結構いらっしゃるわけですね。赤ひげとか言われるお医者さんが、あちこち全国にいらっしゃいますけれども。そういうことが期待できる中で、期待したい中で、こういう定年を設けてしまうということは、医師の確保に障害になるのではないかと。町の職員として採用しなければならないのかどうか。そういう高齢でもないけど、中高年の第一線を退かれて、こちらでやってみたいよというようなお医者さんがあらわれた場合には、どのように対応するお考えか、お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） いやしの里診療所は、現在、医師の募集を続けておりまして、今現在、県立総合病院の清水先生にお世話になって診療をしていただいております。それで、いやしの里診療所は1日8時間、週5日という診療所の体制で開設をしたいと考えております。それで、勤務時間が週40時間となりますと、一般の正規の職員の採用が必要となります。このため一般の医療職の給料表を設置するものであります。正規の職員とした場合、他の自治体の例に倣いまして65歳としたいものであります。これは国家公務員の定年制度ということで、医師65歳ということになっております。それで65歳以上、継続という形でする場合には、非常勤の嘱託で採用という形で考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 当町は、いやしの里を町立にするまでは、すべての診療所を公設民営、あるいは、もともと大下先生みたいに御自分でつくられて営業されている病院、診療所というふうになって、そういう方針をとってきたと思うんですね。いやしの里の大石先生がいらっしゃらなくなってから町立に変えたというのは、多分、患者数が、お医者さんが営業していくに足りるような患者数が見込めないということで、多分、診療所としては地域の住民の不安にこたえるためにも必要だという判断で、町立でお給料を保障して働いていただきたいということで、町立にして募集をしていると思うんです。

でも、町内の診療所、公設民営という形、あるいは大下医師もそうですけれども、本当に先生方自身から、自分たちももう高齢だと。この後、数年後のことを考えれば、町は本当に真剣に医者確保、医療体制の確保について考えなければいけないということ、御意見をしばしばいただいていると思うんです。そういう中で、私は、じゃ、そういうふうになっていくと、ほかの診療所も町立にしていくのか、あるいは公設民営で、ある程度の営業できるような支援策を設けていくのか、もっと本当にここで真剣に考えなければいけないことで

はないかなと思います。

今ここですぐに回答というふうにはならないと思いますけれども、やはりそういう気構えというんですか、示していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 医師の確保でございますけれども、町民の皆様方の安心・安全、そういう意味では、一番の大事な課題だというふうに思っております。現実的にいやしの里診療所が今のような状況でございますので、何とか継続して診療ができる体制を、どう整えてくるかということで、今まで努力してきたわけでありましてけれども、できることなら、お医者さんがここに常時いてくださるような状況になって、その先生が公設民営のような形でやっていただければ一番好ましいのかなというふうに思っておりますけれども、現実になかなか応募される方はあっても、ここに入り込んできて、実際にやってくださるところまでの踏ん切りに至っていないというような状況で、今、県立総合病院をお願いしている状況であります。県立総合病院の御理解の中で、何とか継続している状況でありますけれども、このこと自体も、決して一番ベストな状態ということではございませんので、何とかベストの状態を、これから検討していかなければいけない、そういうふうに思っています。

ただ、現実の問題が、とりあえず、あそこを何とか継続するというところで、今、来ているものですから、なかなか、あるべき姿を求めるところまではいっていないんですが、ほかの診療所を見ても、今後、そういう状況が考えられますので、何とか、今は県立総合病院ですけれども、島田市民病院ですとか、総合病院と連携がとり合えるような、そういう中で医師会ですとかの御協力もお願いしながら、安心して医療にかかれるような体制を、川根本町中山間地域における医療のあるべき姿を考えていかなければいけない、そういう状況に既になっていますので、皆様方の御意見も伺いながら考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、川根本町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第6号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長(板谷 信君) 日程第7、議案第6号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第6号、川根本町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施するための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、平成23年12月に公布、施行されることにより、地方税法に倣い、川根本町税条例の改正を行うものです。

議案12ページ、新旧対照表12ページからごらんください。

第95条、たばこ税の税率です。県から町への税源移譲の関係ですが、町たばこ税の税率を平成25年4月1日以後に売り渡しが行われた、旧3級品以外の製造たばこから1,000本につき4,618円を644円引き上げ5,262円とするものです。

次に、附則の関係です。

附則第9条の削除につきましては、退職手当に対する住民税課税の特例を廃止するものです。

附則第16条の2、たばこ税の税率の特例につきましては、95条の改正と同様、県からの税源移譲によるものであり、旧3級品の製造たばこに係る税率を、平成25年4月1日以後に売り渡しが行われた製造たばこから、1,000本につき2,190円を305円引き上げ2,495円とするものです。

附則第23条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例につきましては、地方税法の改正による読みかえ及び文言の整理による改正です。

附則第25条、個人の町民税の税率の特例につきましては、東日本大震災から復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時の措置として、個人住民税の均等割の標準税率について、地方税法の特例が定められたため、平成26年度から平成

35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の標準税率を現行3,000円に500円を加算した額とするものです。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番です。95条のたばこ税の税源移譲された町税の中のたばこ税の引き上げなんですけれども、東日本大震災の復興財源にするための地方税法改正の中にあつた分で、国は値上げを見送っていますよね。そういう中で、地方税の方は上げろということで上げるのかなと思いますけれども、これは町にとっては収入が少し増えるということで、その影響額、それから喫煙者にとっては嗜好品であつて、体に悪いからやめろとか言える問題ではないと思うんですよね。やっぱりきちんと禁煙の措置をしなければ手当をしなければ、なかなかこういうものはやめられないというところで、やめられない人たちに、だから値上げをそこでやろうというのは、本当に何かかわいそうだなと、私はたばこを吸いませんし、そばで吸われると非常に迷惑だと思つていますが、その吸っている人にとっては、本当に非常に痛い話ではないかなと思います。そういうところで、こういう再々罰則的な値上げがされているわけなんですけれども、どういうふうな喫煙者の禁煙への支援というんですか、あるいは喫煙をしている人たちが分煙が果たせるようにきちんと、例えば、うちの庁舎内だつて、何も喫煙所なんかはないんじゃないかなと思いますけれども、外へ出て敷地外で吸えというふうな感じで、非常に冷たい対応ではないかと思うんです。精神的な面もありますし、どういうふうな対応、こう値上げ値上げに対して、やはりそういう人たちの施行へ、罰則的な値上げにならないように行政は対応していく気があるかどうか、その点を伺います。

それから、附則第9条の関係ですね、退職手当に対する住民税の課税の特例を廃止するというので、幾ら、10%控除ですかね、退職金に対してされていたということなんですけれども、どのような影響があるのか。あるのかというか、これからのことだから予測しかできませんけれども、現状でどう考えられるかということをお聞きします。現状に当ててみればどうかということをお聞きします。

それから、附則第25条の関係の個人の町県民税ですか、住民税の均等割の500円ずつの1,000円引き上げということで、これについても影響額をお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 税務課長。

○税務課長（渡邊 清君） それでは、御質問にお答えいたします。

95条の改正の影響額と値上げの関係でございますけれども、95条改正による町たばこ税の増収金額につきましては、約380万円程度の増加と考えられます。

なお、値上げについての御質問ですが、全協でも資料をお渡しいたしました。今回の改正は、県たばこ税から町たばこ税への税源移譲であります。値上げの関係ですけれども、平

成25年4月1日からのたばこ税の値上げは、現在のところありません。

次に、附則9条関係の影響はということですが、退職手当の関係ですが、退職者数については、人数、勤続年数、手当額と、不確定要素が高く見込むことができませんので、ちょっとわかりません。

附則25条関係の影響についてということですが、課税は平成26年度からの実施です。平成23年度の均等割課税対象者数で見込みますと約3,700件、町民税均等割500円で185万円程度増額になると見込まれます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。はい。

○10番（鈴木多津枝君） 反対討論を行います。

これは本当に期間が短くて、きちんと調べられなかったんですけれども、インターネットを開いて、苦手なインターネットの中で、いろいろ情報を集めたところ、民主党政権が東日本大震災の復興財源19兆円を確保するために、今回、復興増税関連5法案というのを、昨年11月に可決をして、その中に地方税の特例法案や徴税の権限強化を盛り込んだ地方税法改定案などが、第179国会の最終版、11月30日に、共産党、社民党、みんなの党の反対で成立したというふうに書いてありました。そして共産党は、私は共産党の議員なんですけれども、復興財源を名目に、庶民の大増税を押しつけるもので、大企業、大資産家優遇の法人税減税している部分や、証券優遇税制を中止して、また米軍への思いやり予算や政党助成金などを廃止して、復興財源は確保すべきだと主張をしたというふうに書かれています。

今回、提案されている川根本町税条例の一部改正も、これに関する町民への増税の改正でありまして、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律という長い名前の法律に基づくものだと思います。復興費用19兆円のうちの全国自治体が行う緊急防災減債事業の地方負担分、年間8,000億円の費用を賄う増税案として、低所得者や被災者を含めて、個人の住民税の均等割が2014年6月から10年間引き上げられる。納税者1人につき1,000円の増額となるということで、当町でも3,700人に及ぶものです。

可処分所得が減り続けている現状で、購買力の低下が社会的にも問題になっていますし、私たちの町でも当然大きな問題になっています。そして私たちは、本当に安いものしか、なかなか買うことができない、必要最小限のものしか買えない状況がずっと続いていて、それ

がさらに不況を深刻にしているわけですけれども、そういう中で、こういう庶民への増税、広く浅くというか、私は決して浅くとは思えません。なぜなら、ブロードバンド事業を当町で昨年やろうとしたときに、一昨年ですか、その計画が全世帯へ電話つきのテレビ端末を配付します。そして1世帯から1,000円いただきますという計画を示した途端に、高齢者の方々が、高齢者だけではなくて町民の方々が、多くの方が1,000円も負担が、すべての世帯にあるということに対する私は大きな反発だったと思うんですね。その裏には、本当に所得は増えない、減る一方なのに、年金で暮らしている人たちも、決して、まだまだ高齢者という状況ではありませんよね、うちの町では、65歳から75歳なんていう人たちは、一番町を背負っている人たちだと思うんですよ。そういう方々が1,000円の負担に、本当にああいう大きな町を、本当にひっくり返すような大混乱に陥ったということの原因は、やはり暮らしが本当に大変になっている、先が見えない、いつになったらよくなるんだという、そういう状況がずっと続いていることへの反発だと思うんです。

町政よりも、私は国の政治の悪さ、それに対する反発が、町の事業に対して一番身近なわかりやすいところに出たのではないかと。それを以前、討論で言った覚えがあります。そういうときに、うちの町でこういう均等割、税金を払う能力がある人の分だよというふうに言われるかもしれませんが、決して高額所得者だけが均等割ではありませんね。かなり年収200万円以下でも町県民税の納税者になっていますので、そういう本当に若い世代から高齢者まで3,700人という大勢の人たちに増税になるということでは、私はとても今の状況で、こういうことを国がやったことだから、本当に町はそれに基づいてやるんだという賛成討論がされると思いますけれども、私は絶対に、こういうことに対して、もっと早くから私もキャッチすればよかったんですけども、何となく町内の、本当に町政の混乱の中で、ずるずると来ていたものですから、意見書を出そうとか、そういう働きかけをすることができませんでしたがけれども、今の民主党政権のもとでは、意見書を出しても聞き届けられない、むしろ消費税も上げたいんだという状況ですので、つばもかけられないというか、そういう目もくれないという状況もあるのではないかなとは思いますが、こういうことが消費税の増税の先導役割を果たしていくのではないかと。

ですから、私はここで賛成をしてしまうということが、とてもできないと思ひまして、反対討論を行うことにしました。町民の増税を求めなくても、町の財政は十分に運営が可能な状況ですし、だから、やめろと私が言ってやめられるものではないでしょうけれども、所得を増やさなければならぬ今こそ、本当に若い人たちの所得を増やして、結婚、出産、子育てという最大の課題に力を入れなければならないというときですので、逆効果としか思えないこの案には、たとえ国の地方税法改正に順ずるものであっても賛成できないということを明らかにして、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、高畑君。

○6番（高畑雅一君） それでは、議案第6号、税条例の改正について、賛成の立場から討論をいたします。

今回の改正については、税源移譲に係るたばこ税の改正、及び東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき、震災からの復興を目的として、防災のための費用の財源確保をする臨時の措置として、個人住民税の均等割の税率改正をするものであります。税法上の地方税法の改正によるものですので、震災からの復興支援、災害対策、経済社会の変化に対応し、税制への信頼の向上、住民生活に対するサービスの向上につながるものと思われております。

上位法であるので、地方税法の改正にあわせ、町条例を変えるということですので、それを承認し賛成討論といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第6号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第6号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第7号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第7号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第7号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

議案13、14ページ、新旧対照表15、16ページをごらんください。

今回の改正は、国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、公営住宅法の一部改正がなされ、公営住宅法で定められている入居者資格の同居親族要件が廃止されることになり、各市町において入居者資格の条件を定めることができるようになりました。

現在、当町での入居者資格は、国の公営住宅法の規定により、同居、同居しようとする親

族があること、また、過疎地域の指定を受けている地域の入居者特例として、単身者が条件となっております。

入居者資格の同居親族要件等を廃止してしまうと、本当に住宅を必要としている方に町営住宅を提供できなくなることや、住宅管理にも支障を来すことが危惧されることから、当町においては、現行の入居者資格を引き続き設けるよう、川根本町営住宅管理条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 議案の第6条文中というふうに削除があるんですけども、その後、「第3号の」を「第3号及び第5号」というふうに、第5号が追加されますよね。その追加される第5号というのは、暴力団員でないことというふうなものだと思うんです。暴力団員でないということを、どのようにして判定するのか、何かそういう情報が町に寄せられるのでしょうか。そこのところが、最近よく暴力団とか、チラシの中でもマルマルマルというふうなことや、町民の人たちのうわさで、あいつは暴力団だ、元暴力団だとか何とか、そういううわさをする人たちがいて、非常に人権の面でも問題があるのではないかというふうに私は思って聞いているんですけども、ここに町の条例に暴力団を排除するというふうに、入居させないというふうに、はっきりとうたうということでは、暴力団の人たちが本当に証明できるものであればいいですけども、そうでなければ、うわさみたいなものを頼りということであれば、許されないことではないかなと思いますのでお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 1点だけでいいですか。

○10番（鈴木多津枝君） ごめんなさい、ありがとうございます。通告しておいてよかったです。ありがとうございます。

それから、第6条の第1号に、単身というのを入れるんですけども、単身ということを入れると、単身または同居、既に同居の親族がある場合とか、もうこれですべての人が対象になってしまうのではないかなと思うんです。そうなると、じゃ、何が問題なのかなと思って、その単身であればいいということになれば、年齢の制限などがないわけですので、じゃ単身なら子供でも、親を失った子でも入れるのかなとか、何か考えたんですけども、そういう年齢の制限みたいな、単身をわざわざ入れる理由というんですか、ちょっとわかりませんので、お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） まず最初に、暴力団員の関係になりますが、当町は狭い町ですので、全く顔を知らないという人は少ないかと思いますが、そういった方につきましては、役場でもどういう方かということが把握できます。

また、町外から来られて、町営住宅に入りたいという方もありますので、そういう方につきましては、暴力団とか、そういった該当する方につきましては、警察の方で情報を持っておりますので、そちらから情報をいただくということで、警察ともそういう提携をしております。

それから、単身者を入れるということですがけれども、現在も単身者ということで、公営住宅法の中の特例になりますけれども、過疎地域自立促進特別措置法の特例によりまして、過疎地域に指定されている地域につきましては、入居者として単身者も資格がございますということで規定をされておりました。

ということで、今後も単身者に入居資格を可能としたいということで、今回、条例に載せるわけですがけれども、今回の公営住宅法の改正によりまして、町の条例に明記をしておかないと、単身者の入居が可能とならないということになりますので、今回、新たに条文として明記をさせていただきました。

それから、単身者の年齢制限ということですがけれども、これは支払能力とも関係してまいりますので、成人の方ということになります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 成人というと二十歳以上ということでしょうか。例えば18歳ぐらいでも、もう独立して生活していらっしゃる人たちがおられますよね。親から独立したいとか、それから、よそから入ってきて、この町で働きたいとか、そういう若い人たちはだめということなんですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 18歳以上ということで御理解いただければと思います。

（「成人ではなく……」の声あり）

○議長（板谷 信君） 答弁を統一してください。

○建設課長（大石守廣君） 先ほど成人と申し上げましたけれども、18歳以上ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今の答弁でも聞かれて変わったという状況もありますので、何かきちんと規則で設けるべきではないかなと思うんです。このときには二十歳以上だよ、成人だよ、このときには18歳以上だよということではなくて、例えば町長が必要と認めれば、そういう未満の子供、青年ですか、未満の人も認めるとか、何かそういうきちんとした定めが必要ではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問ですがけれども、今この場で具体的な答弁はできかねますけれども、そういった状況になった場合に、またそこで検討していきたいというこ

とで考えます。今この場で具体的なものは持ち合わせておりませんので、申し訳ありませんが控えさせていただきます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。
本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第8号 川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正
する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第9、議案第8号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第8号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

議案15ページから18ページ、新旧対照表17、18ページをごらんください。

今回の改正は、道路法施行令の改正を受け、直近の地価動向等を反映させた適正な占用料に見直すものであります。

当町における道路占用料は、静岡県道路占用料等徴収条例の規定における占用料単価を準用して定めているところではありますが、静岡県においては、平成23年4月1日より道路占用料の見直しがされておりますので、本町における道路占用料についても見直しの必要があることから、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第9号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第10、議案第9号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第9号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

議案の19、20ページをごらんください。なお、参考に新旧条文対照表19、20ページがありますので、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

この改正は、介護保険法第117条の規定に基づき3年ごとの計画の見直しを行う中で、平成24年度から平成26年度の第5期介護保険事業計画の介護給付費等対象サービス見込み量に基づき、介護保険事業に要する費用に充てるために、平成24年度から平成26年度の第1号被

保険者の保険料を定めるものです。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令に関する一部が改正され、第5期介護保険事業計画においては、第1号被保険者の介護保険料負担割合が20%から21%に改正されました。また、第7段階の所得段階の上限額を200万円から190万円に改正することになりました。

また、介護従事者の処遇改善を図るため、介護報酬改定につきまして、1.2%の上昇となります。

また、人件費の地域差を調整するための地域区分の上乗せは、本町においては、本年度まではありませんでしたが、来年度から人件費の3%の地域上乗せ加算となります。

これらの改正を踏まえて、第4条では、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の保険料基準月額を4,360円とし、年額5万2,300円に改正するものです。

以上、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 介護保険条例改正、3年に1度ということで、結局、大きなところは介護保険料を3年間、これからどうするかということが提案されるものですが、既にもう提案されているのを見ますと、提案というか、示されている額を見ますと、基準額で年間約1万円でしたっけ、値上げになるという、1万円ぐらいが上がるという状況で、本当に大きな値上げだなと。かつてなかったような大きな値上げではないかなと思うんです。1人1万円の値上げというのは、国保税でもやったことはないのではないのでしょうか。

そういう中で、もう既に国の方の法令で、介護保険の財源が増えるということはわかっていますし、当町は高齢化も進んでいて、介護保険の給付費も増えているし、これからも増え続けるということもわかっています。でも、だからといって、際限なく、私はこういう保険料を、町民の人たちから、かかったんだから、必要なんだから保険料を値上げするよというやり方というのは、もう地方分権の時代だと言っているんだから、うちの町に合ったやり方をして、本当に県下でも所得水準が低いうちの町で、こういう値上げを避けるということを懸命に努力しなければいけないと思うんですけれども、どういう努力をされたのか、そして努力というと、結局は一般会計からの繰り入れをできる部分はないか、地域支援事業みたいなところに、私は当然、町が行うべき保健福祉事業だということで、そういうところで保健税を使わないようにということ、これまでも言ってきましたし、そういうことを考えて見直しがされているのかどうか。町民の方々への本当に耐えがたい値上げについて、町長はどのように考えておられるのか、これからの委員会審査でも重要な一番の主眼点ですので、お

聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 町の方で、どのようにこれから介護保険料を抑えようとしているかということの御質問だと思いますので、私の方からちょっとお答えさせていただきます。

私たちは、できるだけ介護保険料を抑えるためには、介護予防という点に重点を置いてきまして、包括支援センターを中心に、そちらの方向で、できるだけ寝たきりにならない、お元気で過ごしていただけるようにということで努力しているつもりでございます。それによって、介護保険料をできるだけ抑えていきたいと思っております。

以上です。

（「町長」の声あり）

○議長（板谷 信君） 町長の答弁を求めますか。

○10番（鈴木多津枝君） はい、こういう大きな値上げについて、町民にどういう……。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今、課長の方から答弁がありましたように、基本的には予防に努めて、できるだけ健康に過ごしていただくというのが大前提だというふうに思っております。

それから、保険料の改正でございますけれども、本来、負担ができるだけ少なくていければ、最も好ましいわけでありましてけれども、いろんな事情もございますし、そういう中で、この制度を持続可能なものとしていく上で、どうしても負担をお願いしなければならない部分というの、当然出てくるということだというふうに思っております。

そういう中で、できるだけ負担を減ずるような方向で、今後とも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） いいですか、再質問。

○議長（板谷 信君） 一応、総括的のところから離れないように。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長の答弁で、負担が少なくていければ望ましいというふうに言われていますけれども、望ましいという状況ではないと思うんですよ。持続可能な制度とするには、私は住民の皆さんの負担を増やしてはいけなないと。本当に所得がたくさんある人ならいいですけども、そうでない人たちも本当に大きな負担になっていくわけですから、町を元気のあるまちにしよう、ほんとうに活力のある、安心・安全のまちにしようということであれば、こういう保険料を払っても、残っているお金がいろいろ払った残りが、少なくともわずかな年金で、使いたくてもサービスが使えなくなってしまうということさえ考えられるわけですので、私は本当に持続可能な制度とするためには、やはり国に負担率を変えるように要求、声を上げるとか、それから町がこういう制度に、どういう形で町民の負担を抑えるために、町としてどういう役割を果たすのかということで、予防で給付費が下がらないようにするというのは、それは当然やらなければいけないことですけども、現実にかこうやって

かかるから、基準額で年額1万円の値上げをお願いしますよというのは、私はちょっと行政として、もっと努力すべきことではないかな。じゃ、怖くて使えなくなっちゃうじゃないかという声だって出てくると思うんですよ。だから、もっと町の姿勢というのを、やっぱり変えていかないと、この制度を健全な制度として進めることはできないと思うんですけども、こういうどんどん増えていくのは、もう目に見えているんですよ、この今の形で負担を求めていけば。だけど、それが本当に耐えられるものなのかどうか。町長は耐えられる制度だというふうに、このままずっとこういう形で給付が増えた、だからまた保険料を上げます、3年ごとに。これをずっと繰り返すと思いますね。思われますか、町民が耐えられると。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 高齢化がさらに進んでいく状況の中で、介護保険制度を1つだけをとらえて議論するというのではなくて、やっぱり地域の中でのいろんなコミュニティの関係ですとか、人と人のおつき合いの関係ですとか、そういう総体の中で考えていく、この高齢化社会というのは考えていかなければならない問題が1つ大前提としてあるんだろうというふうに思っております。

そういう中で、元気に長生きしていただける、そういう地域社会をつくっていく、そういう中で、介護保険という制度をどう位置づけていくのかということだろうというふうに思っています。

こういう町だけで、この制度を維持できるものでもございませんし、高齢化が進んでいけば、当然、介護保険特別会計の財政にも及んでくる問題でありますし、それらをどのように担い合っていくのか、負担し合っていくのか、長期的な中で考えていかなければいけないのではないかとこのように思っています。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

————— ◆ —————

◎日程第11 議案第10号 川根本町居宅介護支援事業に関する条例

の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第11、議案第10号、川根本町居宅介護支援事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第10号、川根本町居宅介護支援事業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案の21、22ページをごらんください。なお、参考に新旧条文対照表21ページがありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

本議案は、介護保険法の一部が改正され、川根本町居宅介護支援事業に関する条例において引用している同法第175条の規定が削除され、居宅介護支援や介護予防支援について、同法第8条第21項及び第8条の2第18項に規定が定められたことに伴う改正です。

以上、川根本町居宅介護支援事業に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 改正前の介護保険法第175条の規定により指定された指定居宅介護支援事業というふうにあって、それを第8条第21項と第8条の2の第18項に規定する指定居宅介護支援事業というふうに変える条例ですけれども、その変える前の175条と改正後の支援事業の内容に違いがあるのかどうか。ただ、数字の変更だけなのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 175条が削除されたことによるものですが、これにつきましては、内容につきまして175条では、主に要介護被保険者を現に介護する者等の支援というのが大きかったんですけれども、今回につきましては、介護予防に重点を置くということで変わるものでございます。川根本町の中で、居宅介護事業所として町が行うものでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、これまでは、もう介護認定をされていた人たちが対象だったけれども、改正によって、介護認定をされていない人を要支援まで入れても、介護予防という事業で対象にしていくよということなんですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） ちょっと説明が足りなくて申し訳ありません。

今までは事業所として、介護している人も支援しますというものだったんですけれども、今度は事業所としましては、予防ケアプランを重点に行いますよということです。それは、これは介護事業所としてやるべきことを個々に定めておまして、町でやる仕事であるべきだものですから、この介護事業所の1つとしてやるものは、これだけになりますけれども、町としては、介護者の支援等も、もちろんやるということになっております。ここは介護事業所としてやるべき仕事ということで位置づけられたものです。

○議長（板谷 信君） 次に行っていていいですか。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっとわからない……。

○議長（板谷 信君） もう一回、福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） ちょっと説明が足りなくて申し訳ないんですけれども、この改正になったのは、居宅介護支援事業というところで、事業所としてやるべき仕事ということですから、介護保険事業所の1つとしてやることを規定したものだところなんです。ですけれども、今までは全般をやるよというような事業所としてとらえているわけなんですけれども、今回は主に介護予防、具体的に言いますとケアプランを立てるということの事業所として、ここに規定しますよということです。

ですから、ほかのものにつきましては包括支援センターとか町がやるべきことだとはっきり区別したということです。よろしいでしょうか。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、町が提供するサービスとして、何かがなくなったということではなくて、やるところを分けたよということなんですね。居宅介護支援事業所でやることは、介護している人の介護予防の事業で、地域包括支援センターでは、介護者も入れたケアプランを立てていくということですか。ここは今までは全部のケアプランを立てたということなんですか。介護が必要な人に対しての、すべて居宅介護が必要な人に対して、ケアプランを立てて事業を提供できたけれども、今度は別々のところで、それをやるようになったよ。予防は予防で、それから介護事業は介護事業でというふうに分けるようになりますよということなんですか。

○議長（板谷 信君） 事業所の責任の分担の部分が変わったということですので、簡単な説明で結構ですので、最後の答弁をお願いします。

福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 自分だけわかっているようで申し訳ありません。

さっき議長が言われたように、ここは事業所がやるべき仕事に限定したということです。ほかのものについては町がやるべきことであるし、包括支援センターがやるべき仕事だということで、ここは一つの事業者として、私たちのところでもケアプランをつくれるんです。それで介護報酬をいただけるんです。それをここで規定したということです。ここだけでは、ほかのものについては町の方で行いますよということで、はっきりさせたということです。

今までは、ちょっと中が、それもやれるよということでやっていたんですけども。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町居宅介護支援事業に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第10号、川根本町居宅介護支援事業に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第11号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を
改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第12、議案第11号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第11号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。

議案23、24ページ、新旧対照表22ページをごらんください。

厚生労働省において診療報酬が改正されるため、現行条例第6条第1項中、厚生労働省の告示番号を改正するものです。

なお、告示がまだされていないため、番号は空欄であります。

以上、条例の一部改正をお願いするものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 済みません、準備が足りなくて、通告で厚生労働省告示第69号と改正後の告示の内容と違いはどういうものかというふうに通告をしました。それからいやしの里診療所に関係することがあるのか、あるのかとは書いていないですけども、影響があるのかどうかお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） 22年の告示の第69号では、診療報酬の改定がありまして、医科に関しましては、プラス1.74%、それから歯科に関しましてはプラス2.09%、調剤に関しましてプラス0.52%の改定を行っております。それで24年の改定ですが、まだ答申はされていませんけれども告示がされておられませんので確定はしておられません、概要といたしまして、医科でプラス1.55%、それから歯科がプラス1.70%、調剤に関しましてはプラス0.46%の改定がある予定です。

その次のいやしの里診療所への影響ということは、これはないものと思われま。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

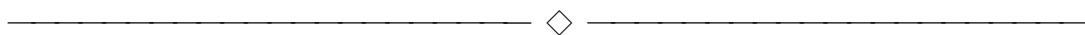
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第12号 駿遠学園管理組合規約の変更について

○議長（板谷 信君） 日程第13、議案第12号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第12号、駿遠学園管理組合規約の変更につきまして御説明いたします。

議案の25ページをごらんください。なお、参考に新旧対照表23ページがありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

本議案は、児童福祉法の一部が改正され、規約中、組合の共同処理する事務に関する規定において引用している同法第42条の規定が改められたことに伴う改正であり、地方自治法第286条第1項の規定による構成団体協議、知事許可申請のため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、駿遠学園管理組合規約の変更につきまして、説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、駿遠学園管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。



◎日程第14 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
（くのわき親水公園キャンプ場）

○議長（板谷 信君） 日程第14、議案第13号、公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第13号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案26ページをごらんください。

くのわき親水公園キャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、くのわき親水公園管理運営組合組合長、松下勝利氏より指定管理者指定申請書の提出があり、2月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者をくのわき親水公園管理運営組合組合長、松下勝利氏に選定しました。

つきまして、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の規定により議案を上程いたします。

御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第13号、公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園キャンプ場)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
(三ツ星オートキャンプ場)

○議長(板谷 信君) 日程第15、議案第14号、公の施設の指定管理者の指定について(三ツ星オートキャンプ場)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第14号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案27ページをごらんください。

三ツ星オートキャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、特定非営利活動法人かわね来風代表、梶原俊介氏より指定管理者指定申請書の提出があり、2月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を特定非営利活動法人かわね来風代表、梶原俊介氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号ですけれども、この第5条の規定により議案を上程いたします。

御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) この施設は収支報告書によると、平成22年度赤字になっているんですけれども、その理由と23年度の状況はやはり同じ経営の状態が芳しくないかどうか、そのことをお伺いします。

○議長(板谷 信君) 商工観光課長。

○商工観光課長(筒井佳仙君) 三ツ星オートキャンプ場につきましては、経営が黒字となっております。

○10番(鈴木多津枝君) ごめんなさい。取り下げます。間違えました。

○議長(板谷 信君) 質疑は取り下げられました。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、公の施設の指定管理者の指定について(三ツ星オートキャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第14号、公の施設の指定管理者の指定について(三ツ星オートキャンプ場)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について

(池ノ谷キャンプ場)

○議長(板谷 信君) 日程第16、議案第15号、公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第15号、公の施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

議案28ページをごらんください。

池ノ谷キャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、池ノ谷観光農林漁業組合代表、大村雄一郎氏より指定管理者指定申請書の提出があり、2月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を池ノ谷観光農林漁業組合代表、大村雄一郎氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の規定により議案を提出いたします。

御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
(八木キャンプ場)

○議長(板谷 信君) 日程第17、議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について(八木キャンプ場)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案29ページをごらんください。

八木キャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、八木キャンプ場代表、小西学氏より指定管理者指定申請書の提出があり、2月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を八木キャンプ場代表、小西学氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の規定により議案を上程いたします。

御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど間違いました。このことを聞きたかったんですけども、収支報告書で大きく平成22年度に赤字になっているんですけども、その赤字になっている理由をどのように考えているか教えてください。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 八木キャンプ場の赤字の理由ということですけども、八木キャンプ場につきましては、平成21年度までの数年間のキャンプ場利用客は年間2,500人で推移しておりました。ところが22年度になって2,000人を割り込んでおり、キャンプ場利用客の減少が一つの要因になっております。

ただ連泊等もありますので、単純にこの数字が収入に比例しているわけではありませんので、管理費の方の労務費とかがかさんだことも一つの要因かと考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 確かに支出のほうで、それまで160万円、あるいはその前の年は130万円ということだったんですけども、22年度は269万9,000円と100万円近く増えていますよね、収支報告書を見ると。私はこれを見て、設備か何かを直したのかなというふうに思ったんですけども、そうではなくて労務費なんですか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 手元に22年度の決算報告書があるんですけども、労務費と役員報酬のほかに組合員に対する分配金がありますので、分配金を払わなければ黒字になったのかなというような考えもあります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） その分配金というのは毎年ではなくて、何年かに一回とか、経営状況を見て分配しているんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 22年度は分配をしたと考えております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（八木キャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（八木キャンプ場）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
（不動の滝自然広場オートキャンプ場）

○議長（板谷 信君） 日程第18、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案30ページをごらんください。

不動の滝自然広場オートキャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、中川根町商工業協同組合代表理事、上野虎徹氏より指定管理者指定申請書の提出があり、2月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を中川根町商工業協同組合代表理事、上野虎徹氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の規定により議案を上程します。

御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 不動の滝も、もともと入客数が少なく、もともとというか、ここ3年の状況推移を見ますと200人、300人台で、経営状況も赤字、先ほどの八木ほど大きな額にはなっていないけれども、やはり赤字ということで、もう運営状態が本当に経営しているという状況がなくなっているような状況、収支報告書なんですけれども、こういう運営に対して、今後どのように不動の滝を運営していこうかと考えていられるのか、行政の方に考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 不動の滝自然広場オートキャンプ場の運営状況についての御質問ですけれども、中川根商工業協同組合では、入り込み数が年々減少しており、キャンプ場全体の維持管理費が収入を上回る状態が続いております。組合事業全体の経営を圧迫している状態であります。また、さらに施設の老朽化に伴う少額修繕の自己負担等も今後増加が予想され、さらに収支を圧迫すると思われまます。

つきましては、平成24年度1年間指定管理者として様子を見た上で今後判断したいとの申し出があり、1年間の指定管理としたものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） キャンプ場6施設、今回指定管理継続ということで、このあとも1カ所出るわけですけれども、経営状況がいいというのは、くのわきキャンプ場と八木が22年度赤字になっていて、23年度はわかりませんが、多分、東日本大震災でキャンプ場が全国的に人が入っていないという報道もありますので、昨年は本当に厳しかったのではないかと思いますけれども、町にとっては非常に大事な集客施設だと思うんです。その地域の人たちを元気づけてくれるし、農作物なんかを買ってくれるし、商店にも入ってくれるという非常に効果がある施設ではないかなと思うんです。

その一方でキャンプ場でないところでは、本当に自由な宿泊をして、排せつ物とかごみとかの処理に困っているということもありまして、もう少し経営がうまくいくような対策というのが、本当に必要だなというふうに思われますけれども、この不動の滝においては1年、商工会さんからもらった組合の経営状況についてということで見ますと、自然キャンプ村とあわせて不動の滝を運営していて、両方とも余りよくないんだけど、何とか運営しているという状況で、本当に努力をしてほしいということも何か申し訳ないような、行政として、もう少し考えて指定管理者も考えていかなければならないのではないかなというふうに思いますけれども、もっと広く公募をするというか、それとキャンプ場でない川原の立ち入りについての規制とか宿泊について、どのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） キャンプ場外でのキャンプは、やはり町として、もう少しキャンプ場が方々にありますよということのPRは当然必要かと考えます。

あと各キャンプ場のPRとともにキャンプ場の利用客増加、それぞれのキャンプ場の方が取り組みをされるようであれば、それは積極的に支援していきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） キャンプ場ではトイレもあるし、お風呂、シャワー等もついているしということで、宿泊する人には最良の環境を整えていると思うんです。だけれども、一般その他のところの河原なんかでは自由にキャンプができて、そういうものがないから本当

に看板も立っていないですね。行政がごみを持ち帰りましょうとかという看板さえ立っていない。そういう状況では、本当に自由にやらせているというふうな感じに見えるものですから、そうすると正規のキャンプ場が、顧客というんですか誘客というんですか、圧迫されかねないのではないかなと思うんです。もう少し行政として、しっかり取り締まって、そういうキャンプ場でないところを使うようなお客さんには、最低こういうことは守ってくださいよと、パトロールするとか看板を立てるとか。本当にどこでも勝手に自由にキャンプができるんだよという印象を与えないことの方が、私は必要なかなと思うんですけれども。きちんとキャンプするからには、マナーを守って、できればちゃんと整備してあるキャンプ場を使ってくださいと。課長が言われたように、うちの町にはこういうところが、こういう整備が整っていますよというようなPRをお願いというか、自由にほかのところでキャンプをなるべくされないように、河川の放水なんかもあるし、緊急のときにはそういう情報も入らなくて危険な場合もありますからというふうな、そういうのも一緒にPRというか、宣伝をするべきではないかと思うんですけれども、現在そういうことはやっていますか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 大井川というこの流域は、各集落ごとに河川に通ずる道があり、非常に河川へのアクセスがよい特殊な地域だと考えております。やはりそういった方が来て自由にキャンプして帰るといった状況にありますので、やはりそういう方に関してキャンプのマナーとか、そういうことを訴えていくことは必要かと考えております。

今、ほとんどそういう看板が設置されていない状況にありますので、やはりキャンプ場が、こういうのがありますよという広報とともに、ここのキャンプ場はこういうことをやっているよとか、そういう情報もつけて発信していくことも今後必要ではないかと考えております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）は、原案のとおり可決されました。



**◎日程第19 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
（アプトいちしろキャンプ場）**

○議長（板谷 信君） 日程第19、議案第18号、公の施設の指定管理者の指定について（アプトいちしろキャンプ場）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第18号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案31ページをごらんください。

アプトいちしろキャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、アプトいちしろキャンプ場管理運営組合組合長、佐藤正美氏より指定管理者指定申請書の提出があり、2月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者をアプトいちしろキャンプ場管理運営組合組合長、佐藤正美氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の規定により議案を上程いたします。

御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、公の施設の指定管理者の指定について（アプトいちしろキャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第18号、公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第20 議案第19号 平成23年度川根本町一般会計補正予算
(第8号)

○議長(板谷 信君) 日程第20、議案第19号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第8号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第19号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第8号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,624万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,380万9,000円としたいというものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

第3表では、地方債の借入限度額について補正したいというものです。

今回の補正予算は、災害復旧事業の追加と事業の進捗状況により決算を見込んだ事業費の補正が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

一般15ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は99万円の減額です。議会会議録作成業務委託及び議事録作成支援システムの入札差金を減額するものです。

第2款総務費、第2項企画費は419万4,000円の減額です。まちづくり事業費は、友好都市推進事業の未実施分の減額とまちづくり基金の充当減による財源更正、情報政策費は、情報通信基盤整備検討委員会の委員報償費、自主共聴施設整備事業費補助金を実績見込みにより減額するものです。環境企画費は、県補助金の減額による財源更正です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は2,296万円の減額です。社会福祉総務費は、実績見込みによる委託料、扶助費の減額、心身障害者福祉費では、実績見込みによる扶助費の減額と平成22年度国県交付金実績による返還金の追加です。老人福祉費では、実績見込みによる報償費、委託料、補助金の減額と社会福祉基金の充当減による財源更正、老人保護措置費では、扶助費を実績見込みにより減額するものです。介護保険費では、介護保険低所得者利用者負

担軽減措置事業費補助金返還金の追加をお願いするものです。

第2項児童福祉費は3,354万1,000円の減額です。児童福祉施設費、子育て支援対策費については、実績見込みによる臨時職員等の賃金、需用費、工事費、扶助費の減額と平成22年度保育所運営費国県負担金の返還金の追加をお願いするものです。子ども手当費は、支給額変更等による実績見込みによる減額です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は622万6,000円の減額です。診療所管理費は、いやしの里診療所特別会計の減額補正、簡易水道施設費は、簡易水道事業特別会計での工事費の減額による繰出金の減額です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は453万3,000円の減額です。農業振興費では臨時職員に係る人件費と補助金を、茶業推進対策費では補助金を実績見込みにより、それぞれ減額するものです。農地費は、予定していた工事が県の中山間地事業で施工したため工事費を減額するものです。

第2項林業費は2,432万7,000円の減額です。林業振興費では、制度改正や実績見込みにより補助金を減額するものです。林道費は、災害復旧事業への採択や工法変更等による工事費の減額です。

第7款商工費、第1項商工費は1,082万1,000円の減額です。観光費は、ガイドマップ作成業務委託、災害による一部工事の変更等による減額です。温泉施設費は、接岨峡温泉ポンプ改修事業費の減額に係る繰出金の補正をするものです。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は1,940万円の減額です。道路新設改良費は、町道高郷田野口停車場線の測量設計を全線予定していましたが、県との協議により測量延長が変更となったための減額、工事費は実績見込みによる減額です。橋りょう維持費は国補助金の増額による財源更生です。

第9款第1項消防費は2,460万2,000円の減額です。常備消防費は、常備消防事務委託料の実績見込み、高規格救急車購入の入札差金により減額するものです。消防施設費は、県施工の国道362号藤川地内における工事が施工箇所変更となり、消防団詰め所の移転の時期も未定となったため、設計費及び土地購入費を減額するものです。災害対策費、静岡県総合防災訓練事業費は実績見込みによる減額です。

第10款教育費、第1項教育総務費は、まちづくり基金充当減による財源更生です。

第2項小学校費は141万5,000円の減額です。これは、臨時職員の人件費の減額です。

第4項社会教育費は150万円の減額です。社会教育総務費は文化財冊子製作委託の入札差金の減額とまちづくり基金の充当減による財源更生です。文化会館運営費もまちづくり基金の充当減による財源更生です。

第11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は7,380万円の増額です。これは、林道寺沢線や附帯工事の追加等より増額をお願いするものです。

第12款公債費、第1項公債費は552万5,000円の減額です。平成22年度に臨時財政対策債、

合併特例債の借り入れを見送ったことによる利子の不要分を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般9ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は2,533万2,000円の減額です。実績見込みによる障害者自立支援給付費負担金と子ども手当の補正です。

第2項国庫補助金は1,160万9,000円の減額です。総務費国庫補助金は共聴施設整備事業費補助金の増額、民生費国庫補助金では地域生活支援事業費の減額です。土木費国庫交付金は、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業交付金の増額と町道高郷田野口停車場線測量委託の減額による交付金の減額です。

第14款県支出金、第1項県負担金は413万4,000円の減額です。実績見込みによる障害者自立支援給付費負担金の減額と子ども手当負担金の補正です。

第2項県補助金は1億843万円の増額です。総務費県補助金はエコマイハウス支援事業費補助金の減額、民生費県補助金では、実績見込みによる難病患者等居宅生活支援事業費補助金、保育対策等促進事業費補助金、重度障害者（児）医療費補助金等、地域生活支援事業費補助金の補正です。農林水産業費県補助金は実績見込みによる減額、商工費補助金は災害による一部事業変更による減額、消防費県補助金は備蓄用食料整備事業及び県防災訓練の実績見込みによる減額です。災害復旧費県補助金は査定による補助率決定による増額です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は1億1,421万7,000円の減額です。財政調整基金、まちづくり基金、社会福祉基金は今回の補正による一般財源の調整のための充当の変更により減額させていただくものです。長島ダム水源地振興基金は、接岨峡温泉ポンプ改修工事費の減額によるものです。

第19款雑収入、第5項雑入は178万2,000円の減額です。老人保護措置費納付金、放課後児童クラブは実績により減額するものです。

第20款町債につきましては、災害復旧事業に係る国庫補助金の補助率アップに伴う増額により借入額を減額するものです。

第2表、繰越明許費につきましては、一般4ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費、コミュニティ施設整備事業は、町内集会所の耐震補強事業において補強工事の工法決定に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったためです。地域自治会振興事業は、集会所の耐震補強工事と同時に修繕を行うためのものです。

第2項企画費、総合計画印刷製本事業は、計画の見直し案の議決が3月となったため年度内完成が見込めなくなったためです。

第6款農林水産業費、第2項林業費、林道塩野線開設事業は支障木の搬出に不測の日数を要するため、林道河内川線舗装事業は資材経路での災害発生による通行どめのため、林道平栗線改良事業は境界確定に不測の日数を要したため、それぞれ年度内完成が見込めなくなっ

たためです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、町道高郷田野口停車場線整備事業は、路線協議について国道に接続するため警察との協議に不測の日数を要したため、橋りょう修繕計画策定事業は河川管理者及び鉄道事業者との協議に不測の日数を要したため、集落道富沢線整備事業は予定路線の地権者との協議に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったためです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、林道施設災害復旧事業は千頭嶺線、河内川線、富沢線、寺沢線の4路線ですが、それぞれ境界確定、支障木の伐倒等に不測の日数を要したため、町単独林道災害復旧事業は寸又線、河内川線、寺沢線の3路線ですが、境界確定に不足の日数を要したため年度内完成が見込めなくなったため、それぞれ平成24年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたくお願いするものです。

第3表、地方債補正につきましては、6ページをごらんください。

災害復旧事業において国の事業査定により補助率が決まり、補助金が増額となったため起債限度額を3,760万円減額の870万円に補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 質疑をさせていただきます。

ページから順番に最初からいきます。

4ページの先ほど説明があった繰越明許費の表についてですけれども、繰り越す理由というのはわかったんですけれども、各事業について最初の予算額、それから請負業者の名前、それから幾つか災害復旧費などは4路線とか、町単独林道は3路線とかありますので、各事業の名前における予算額、それから工期、請負業者、現在の進捗状況、どれくらいなのかということで、今ここで言われてもメモもできませんし、できれば一覧表で出させていただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。課長さん答えるつもりでいたのかもしれませんが、どちらでもいいですけれども、とにかくわかるように表をいただけますか。多分今までそういうふうになっていたような気がするんです。ぜひよろしく願いいたします。

この場で口頭で説明していただいても、もちろん構いませんけれども、その後で表をいただければ構いません。

それから、次は16ページの2款2項8目の情報通信基盤整備検討委員会委員の報酬が39万3,000円、全額減になっているんですけれども、今後、この事業についてどのようにされるお考えかお聞きいたします。

それから、次は17ページの3款1項3目在宅高齢者配食サービス委託料の39万1,000円の減について、昨年の暮れあたりから制度のやり方を変えるとかという話もあったんですけれ

ども、現在の実施状況と今後の計画について、見通しについてお聞きいたします。

それから、18ページの3款2項2目の保育所臨時雇い賃金の209万7,000円の減ですけれども、理由と、こういう場合に社会保険料の減額も計上されるのではないかなと思うんですけれども、どういうふうになっているのかお聞きいたします。

それから、19ページの子育て支援対策費の臨時雇い賃金104万9,000円の減額ですけれども、同様に理由と社会保険料についてお聞きいたします。

それから、同じページで3款2項4目の子ども手当の2,046万3,000円の減額ですけれども、9月以降の制度改正による減額というふうに考えていいのかどうか、その点をお聞きいたします。この分もらう額が減る額というふうに考えて、制度改正によって減ったというふうに考えていいのかどうかお聞きいたします。

それから、23ページの8款2項2目なんですけれども、道路新設改良費のところなんですけれども、測量設計委託料の1,740万円の減額ですけれども、説明っていうんですか、今後の見通しを、上長尾バイパスかな、今後の見通しをお聞きいたします。

それから、9款1項1目の委託料の常備消防費のところなんですけれども、699万8,000円ですけれども、調書をいただいたんですけれども、原因というのは、この調書を見る限りではなぜ減額になるのかというのが、ただ精算による減額なのか、何か差金とか高規格救急車の購入費の差金などが出たのかなというふうに、それは備品の方で出ていますよね。原因がよくわかりませんので、説明をお願いいたします。

それから、次の24ページの9款1項4目の消耗品なんです。災害対策費の消耗品の568万4,000円、全協でも理由を聞いたんですけれども、アルファ米をやめて、満たされているし場所がないからということで簡易なクラッカー、すぐ食べられるようなものに変えて減額になったという説明なんですけれども、備蓄の状況を考えて、本当に食料だけではなくて備蓄の状態でこういう減額をするのが妥当なのか、それとも食料のための予算だったから減額をするけれども、ほかの備蓄は必要なのかどうか、そういう点の状況をお聞きしたいです。

それから、同じページの19節の少量危険物貯蔵施設整備事業費補助金の280万円の減額ですけれども、こういうことをやらなければいけないところがどれくらいあって、どれくらい進捗率というんですか、整備率なのかどうか。今後、どういうふうに未整備のところを対応していくのか、考えをお聞きいたします。

それから25ページですけれども、10款4項1目、昨日説明してもらったんですけども、文化財冊子制作費委託料の150万円の減額ですけれども、予算が248万円ということですのでごい減額になっていて、一応事前に担当の職員の方から説明をいただいたんですけれども、課長も全協で退席しておられましたし、もう一度どういう状況でこういうふうになったのかというのを説明をお願いいたします。

それから26ページ、最後ですけれども、11款1項2目の災害復旧費の工事請負費7,380万円の増額について、書き取れるようにゆっくり説明をしてください。よろしくお聞きいたします。

ます。何回も聞きたくないですので、よろしくお願いします。

○議長（板谷 信君） それでは、答弁のところですが、最初のところの繰越明許事業については資料でもらえるのか、ここで説明してもらえるのか。建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 建設課関係の繰越明許の関係ですけれども、路線が全部で15から16路線になりますので、この場ではちょっとあれですので、もしよければ資料として後ほどお渡しさせていただければと思います。

○議長（板谷 信君） 鈴木議員、いいですか。

○10番（鈴木多津枝君） はい。ありがとうございます。

○議長（板谷 信君） それでは、そうしてください。

それ以外のところは順次、説明をお願いします。できれば、なるべく順番でいきたいので。今度は企画になるのかな。

（「ほかの繰越明許もある」の声あり）

○議長（板谷 信君） ほかの繰越明許のほかの部分も一覧で出してもらえればいいですか。

（「今、建設課長だけだったから」の声あり）

○議長（板谷 信君） そんなふうに対応してください。総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 繰越明許の関係ですけれども、建設課と同様に資料で提出させていただきます。

○議長（板谷 信君） それでは、順番で企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 2款2項の総合計画の印刷製本費でございますが、これは今議会におきまして承認を得てからの製本の作業ということになりますものですから、未執行ということで、予算額136万5,000円全額を繰り越しをさせていただきます。

また、請負業者とはまだ今からということになっております。

工期につきましては、約2カ月を見込んでおります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 繰越明許は全部まとめて文書でいいんですよね。

○10番（鈴木多津枝君） あとは総務課長と建設課長だけでしょう。農林も土木も災害復旧も建設課でしょう。

○議長（板谷 信君） ここまででいいんだね。

それでは最初の部分、企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 2款2項8目の情報通信基盤整備検討委員会の委員報酬39万3,000円の皆減ということで、今後の対応ということの御質問ですが、この検討委員会は、利活用についての検討を進める目的の委員会でございます。現在、この計画が白紙という状態でありますものですから、検討委員会の開催もなく、全額を減額させていただきましたが、今後の対応につきましては、現時点では検討委員会の設置といった具体的な考えは持っておりません。もう少し時間が経過してから考えていきたいと思っております。

ただ情報通信についての情報収集や調査研究等につきましては、今後も必要と考えておられまして、その情報収集とか調査研究に必要な経費として、職員の人件費を事前の予算に要求しているところでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 次が福祉ですか、福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 3款1項3目の在宅の高齢者配食サービス委託料の件ですけれども、現在の実施状況と今後の計画はということで御質問がありましたものですからお答えします。

南部地区につきましては、この高齢者配食サービスは週2回で利用者負担が100円ということ、配達につきましては配食ボランティアグループにお願いしているところと、ボランティアグループのないところにつきましては社会福祉協議会で配達をお願いしております。

北部につきましては、こちらは3回で利用者の負担は300円ということで、お弁当をつかっていただいている業者さんに配達をお願いしているところでございます。

今後につきましては、関係の皆様と相談しながら、今現在検討しているところでございます。

続いて、そのままいきます。3款2項2目の保育所臨時賃金につきましてですけれども、これの290万7,000円の減額の理由と社会保険料はということですが、これにつきましては、臨時の保育士1名分の減と臨時保育士3名と臨時の調理員2名が勤務日数と時間外分が実績に合わせて減額いたしました。

社会保険料につきましては、実績で見ますと減額の額が少額となる見込みですので、今回は補正を見合わせて行いました。

それと3款2項3目ですけれども、子育て支援対策の方の臨時雇い賃金ですけれども、104万9,000円の減額の理由と社会保険料はということですが、これにつきましては、臨時子育て支援員が9月に御本人の都合によって退職されまして、10月から8時間が6時間の支援員の方をお願いしまして、その分の減額と臨時支援員2名の勤務時間日数の減と時間外の減を考慮して、実績に合わせて減額しております。

社会保険料につきましては、先ほどと同様、実績等を見ますと減額の分が少量ということで、今回は補正を見合わせさせていただきました。

それからもう一つ3款2項4目ですけれども、子ども手当につきましては2,046万3,000円の減額ということで、9月以降の制度改正のみなのかという御質問ですが、これにつきましては、予算作成時におきましては、国会でゼロ歳から3歳未満につきましては最初2万円という話がありまして、それで国会の方でいろいろ検討していたんですけれども、その法案が流れまして、つなぎ法案になったものですから、引き続き1人当たり1万3,000円ということになりましたものですから、そのまま継続となりまして減額の額がこのような金額となります。これにつきましては、全額この分だけ少なくなったかという理由があるのではな

いかということだったんですけれども、予備分もありますので、丸々全額これだけ住民の方にいかなかったということではありません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、23ページの8款2項2目の関係でございます。測量設計委託料1,740万円の減額について、それと今後の見通しをとということです。

御質問の測量設計委託料の減額につきましては、上長尾バイパスの一部といたしまして、現在、県の過疎代行事業によりまして、中津川から長尾川までの間の町道改築工事に伴います測量設計委託料でございます。今回、測量区間の減によりまして測量委託費の減額補正をさせていただきます。

それから、今後のバイパス関連の工事の見通しでございますが、平成24年度から本体の工事に着手いたします。県の予算の配分が現在のところ明確となっておりますので明確ではございませんが、中津川から長尾川までの間が完成するまでには3年から4年かかるものと考えております。

それから、長尾川から上長尾方面に向けてのバイパスの延伸工事につきましては、これもまた、現在具体化はされておられませんけれども、現在、長尾川に将来、延伸工事が始まりますと橋をかけることとなりますけれども、その橋の予備調査といたしましてボーリング調査を現在行っておるところでございます。

建設課を続けてやっていいですか。

○議長（板谷 信君） はい。

○建設課長（大石守廣君） それでは、次に26ページになりますが、11款1項2目災害復旧費の工事請負費7,380万円の内訳でございますが、今回、増額補正をお願いいたします路線につきましては、全部で11路線が関係をしております。そのうち増額となります路線が7路線で合計で8,130万円の増額となります。それから減額となります路線でございますが、これは4路線で合計750万円の減額となりました。差し引きいたしまして、7,380万円の増額を今回お願いするものでございます。

一番大きく増額となります路線でございますが、これは林道寺沢線の災害復旧工事費ということとなりますが、7,490万円の増額です。これは国の補助金が追加で交付されるということになりましたので、今回新たに補正をお願いいたしまして、早期の復旧をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、減額となります路線の中で一番大きな減額となる箇所でございますが、これは林道藤川線で620万円の減額ということになりました。あとの路線につきましては、入札差金等によりまして減額ということになりました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） それでは、9款1項1目の委託料699万8,000円の減の原因でございますけれども、これは平成22年度における消防事務委託料の決算に伴う精算額でございます。その大部分は給与費でありまして、川根北分遣所の所員14名配置されておりますけれども、こういった方々の給与費が減少したことが大きな要因となっております。これは人事院勧告による人件費の減、また時間外手当の減ということでございます。

次に、9款1項4目消耗品費568万4,000円の減の理由と食料以外の備蓄状況という御質問でございますけれども、備蓄用非常食については、当初アルファ米の購入、町民1人当たり6食分を備蓄する計画で予算計上しました。町の備蓄分が1.8食分ありまして、災害発災間もない場合には停電や資材の準備が困難な状況もあります。こうしたときの対応のために配布が簡単ですぐに食べることができるものを確保して、緊急非常時対応を図ることが重要ではないかというようなことも考えまして、購入計画を一部見直したものでございます。

アルファ米は3食分確保しております。そのほかクラッカー等を購入したものでございます。現在の備蓄数としましては、町民1人当たり6.5食分を確保している状況でございます。

備蓄食料につきましては、消費期限が5年となっておりますので、毎年ある程度の量を更新して必要量を確保していく、そういう考えでございます。

食料以外の備蓄状況の質問でございますけれども、救助用の資材、それから避難生活用の資材など数多くの資材を備蓄しておりますけれども、避難生活関連として主なものを挙げますと、防災用の毛布が1,440枚、非常用のトイレが6,330袋、給水パック2,000lなどがございます。

次に、19節の関係で少量危険物貯蔵施設整備補助280万円の減の関係でございます。防油堤の補助金でございますけれども、事業費として1基30万円の3分の1補助で50基分の予算計上しております。現在のところ7基への補助予定となっております。災害時において重油等の流出防止対策として補助制度を設けて整備を推進しておるところでございますけれども、PR不足等もあって整備が余り進んでおりません。引き続き対象施設の所有者に対して事業周知を図っていきたいと考えております。

設置面積を確保する必要があるとあって、こうした点も課題になるというような御意見もいただいておりますので、消防署とも協議を進めてまいりたいと考えております。

この対象となる設置箇所でございますけれども、町内150カ所ほどあるのではないかと見込んでおります。そういったことから、3年計画で50カ所程度整備していきたいということで予算計上したものでございますけれども、ちょっと普及が進んでいないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤森 敦君） 25ページ、社会教育総務費の文化財冊子制作費委託料の減額の関係です。

150万円の減額は入札差金によるものですけれども、その内訳としましては、文化財冊子制作経費としての取材撮影費、これが積算で27万円だったものが契約で5万円、デザイン、レイアウト費40万円が7万円、それから印刷の製本費としての経費、これが5,000部で169万円が72万5,000円に、計150万円余の入札差金が発生したものです。

なお、冊子制作にかかり当初計画のものを変更したということではございませんので、申し添えます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 記憶に新しい一番最後の文化財冊子制作費委託料の入札差金ですけれども、当然余りにも安い入札ということで、低入札に引かかると思うんですね。その審査をされたというふうに伺ったんですけれども、審査をされて妥当だというふうに判断したのは、ほかの入札業者との差額などから見て、妥当というふうに判断されたというところはどこかというところなんでしょうか。

一部、予算では500円近いものが、これで170円くらいになったわけですけれども、本来だったら予算が多過ぎたのではないと言われるか、見積もりが甘いというふうなことがあるかもしれないというふうに感じるんですけれども、いろいろ昨日お聞きしましたら、本当に業者の努力によってというふうなことなんですけれども、業者というのは利益がなければやらないものだと思うんです。これでこういう半分以下の金額で、以下になりますよね、本当に3分の1くらいの金額でもやれるということであると、どこかに何か問題があったのではないかな、予算が多かったのではないかなというふうに思うんですけれども、その低入札の審査の状況を少しお聞きしたいんですけれども。

○議長（板谷 信君） ほかの部分の再質問はなしでいいですか。

○10番（鈴木多津枝君） いいです。

○議長（板谷 信君） それでは、その1点、副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 低入札につきましては指名委員会にて低入札審査委員会ということで審査をするわけでありまして、その中で今御指摘のようなことを審査したわけでありまして、業者からの理由書の中に社内のシステム、そういうものを効率的に運用することの中において、十分社内の経費効率が図れるということを理由に挙げてこられました。

それから、その業者について実績等の中、また今までの実績等の中においても十分それに耐え得る業績であるということ把握いたしましたものですから、適当であるというふうに判断をさせていただいたところであります。

なお、その審査において、それでは設計が適当であるのかどうかということ審査したわけでありまして、その内容についても、入札の状況、また見積もりをとった段階で十分それぞれの経験等のある、別の入札に参加していない業者をとってあるということと、そ

の担当の方も精査しているということの中、それから入札状況においても248万円の設計に対して249万円の相当の企業がそういう入札状況もしているところの中において、ばらつきはありますけれども、当然そういう入札を経過したというふうに理解しまして、審査合格ということにしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） この業者、名前はわかりませんが、町では初めていろいろなことで指名に入れた業者ですか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 最初の段階で指名委員会へ付して指名業者を決めるわけでありませんが、ちょっと手元に資料がありませんけれども、たしか5社で県外の実績のある業者、それから指名に当たっては、なるべく多くの業者を参加させたいというふうにしておりますけれども、そういう中で県内に事業所等を有する業者ということで5社を選定したというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 補足はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第8号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第21 議案第20号 平成23年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第3号）

○議長（板谷 信君） 日程第21、議案第20号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第20号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,636万1,000円としたいというものであります。

これは、国保総合システム稼働延期に伴うシステム改修経費、前期高齢者の負担割合凍結措置延長に伴う経費及び退職被保険者等の療養給付費の実績見込みによる追加費用をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

国保5ページをごらんください。

第1款総務費第1項総務管理費は、52万3,000円の追加です。これは、前期高齢者の負担割合凍結措置延長に係る事務経費と国保総合システム改修に係る負担金の追加です。いずれも国からの交付金があります。

第4項趣旨普及費は2万2,000円の増額です。これも、前期高齢者の負担割合凍結措置延長に係る事務経費です。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、391万8,000円の増額です。これは、退職被保険者分の療養給付費の実績見込みによる追加をお願いするものです。第4目退職被保険者等療養及び第2款保険給付費、第2項高額療養費は、療養給付費交付金補正による財源更生です。

続きまして、歳入について説明いたします。

国保4ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は、54万5,000円の追加です。これは、国保総合システム改修負担分に係る特別調整交付金と、前期高齢者の負担割合凍結措置延長に係る事務経費への補助金です。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は、391万8,000円の追加です。これは、退職被保険者等療養給付費の実績見込みによる交付金の追加です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号は原案のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第21号 平成23年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第22、議案第21号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第21号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,665万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億45万5,000円としたいというものであります。

今回の補正は、県の指導監査による川根本町社会福祉協議会からの返還金等の補正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

介護5ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費と第7款諸支出金は、返納金に伴う財源更正です。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、2,665万2,000円の増額です。これは、返納金を来年度、国・県等への返還金に充当するため基金に積み立てるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

介護4ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は、1,308万1,000円の減額です。これは、返納金により基金からの繰り入れを減額するものです。

第9款諸収入、第3項雑入は、3,973万3,000円の追加です。これは、不正請求に係る介護給付費返納金で、川根本町社会福祉協議会ほか2団体からのものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

返納金のことですが、4ページですね、9-3-2、3,973万3,000円の積算根拠というんですか、どういうふうな数字に対してこういう返納金になったのか、その説明をお聞きいたします。

それで、そのうちの2,665万2,000円を支払準備基金に、一時的に国や県や町へ返さなければいけないので積み立てるという説明だったんですけれども、このうちの12.5%が町へ入るようになるのでしょうか。

それで、5ページの2-1-1と7-2-2の財源更生で一般財源がそれぞれ増額になっていますよね。596万6,000円、国庫支出金返還金では711万5,000円、一般財源の方で増額になっているんですけれども、この増額になった原資というのは、結局この返納金を充てているように見えるんですけれども、そうなのかどうかお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 最初に、それぞれの返納金の算出根拠はということですが、これにつきましては、先ほど町長の方からも説明がありましたとおり、3事業所からあります。3事業所ありまして、1つのところがきらら藤枝というところで、還付すべき介護給付費ですが、7,488円分いただくことになりまして、その加算金が2,995円で、高額介護サービス分として832円、それから自主返還という形がありますので、388円、その合計

額が1万1,703円になります。それが1つです。1事業所。

それから浜名湖病院というのがありますので、そこですけれども、同じように還付される介護給付費ですけれども、1万6,429円で、加算金につきまして6,571円、高額介護サービス費としての分が5万6,814円で、合計で7万9,814円になります。

それから、もう一つの事業所ですけれども、川根本町の社会福祉協議会ですけれども、還付されるのは介護給付費が2,831万6,241円、加算金としまして1,132万6,496円、合計で3,964万2,737円となります。

それと、一般財源の原資ということなんですけれども、やはり議員が言われたとおり、返納金で充てております。

それから、12.5%一般会計への戻し入れというのも言われましたけれども、これにつきましては、来年度、精算して一般会計に戻すということになります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） この歳出の方の財源更生のところの一般財源を返納金を充てているということなんですけれども、返納金は国・県・町へ、国へ2分の1、県と町が4分の1ずつということを出し合っていたわけですから、その割合で今度は返さなければいけないものですよね。だけれども、その一部をここの、例えば7-2-2の国県支出金返還金というのは、これは返納金を返還するものですか。それとも前年度の事業で返還金が生じたから精算の返還金ではないんですか。返納金を充てていいものかどうか、国・県2分の1、4分の1の分を711万5,000円、全額ではないと思うんですよ。一部を先に使って返還するんですよということなのか、ちょっと先ほどの説明ではあいまいだから、一般財源の原資についてももう少しわかるように説明してください。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 返納金というのは別にこれがそのままそのお金を国・県に返すお金ではなくて、一般財源として扱うということだものですから、このような形になります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、全協で説明した12.5%が一般財源として町に入る、町の一般財源へ返さなければならない分、あとの残り、ここで国・県へ返す711万5,000円、これは返す分ではないね、財源更生だものね。財源更生に一般財源を使う……あ、ということは、3,973万3,000円から国や県へ返す分は入っていないということですか。町へ返す分が12.5%ありますよということで、あとの残りは介護保険会計で一般財源として使っていいですよということなんですか。

（「質問がわかりにくいけれども」の声あり）

○議長（板谷 信君） もう一回質問してください。

○10番（鈴木多津枝君） し直すのですか。

○議長（板谷 信君） はい。

○10番（鈴木多津枝君） 全協では、介護保険事業の一般財源には使えませんよという説明だったと思うんですよ。だから、基金に2,665万2,000円一時的に積み立てるんだよという説明だったですよ。この2,665万2,000円というのは、基金に積み立てる分は一般会計に返して、国と県にも返す、それは国2分の1、県4分の1、町4分の1という割合で返すものを一時的に積み立てるんだということだったですよ。それで、3,973万3,000円が返納金として来て、その残りの1,380万1,000円を一般財源で使っていいということなんですか。介護保険会計で。要するに、一般財源で使っていいということになれば、返ってきた部分の1,381万円は介護保険会計としてはその分助かるわけでしょう。基金取り崩しをやめた、減らしたわけだから。全然使えませんよという話だったと思ったから聞いているんですけども。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 返納金自体は、もう一般財源ですので、これをそのまま、このお金をそのまま国や県に返すお金にするという意味ではないです。ですから、返納金というものは一般財源で来ていますので、使えるんですけども、これ、丸々使ってしまうと返すお金がないので、一部は基金として置いておきますよということです。

○議長（板谷 信君） ほかに。3回を超えていますけれども、どうしますか。

それでは、最後にもう1回、10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） では、基金積立金の2,665万2,000円という一時積みますよといったところは、町が見込んである返さなければならなくなるだろうという金額ということですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） これだけでは足りないです。もっと返さなくてははいけません。

○10番（鈴木多津枝君） 幾ら返さなくてははいけなしかはっきり言って。

○福祉課長（西村 一君） ざっとですけども、これのうちの8割を返さなくてははいけない金額です。

○10番（鈴木多津枝君） もっとって言ったじゃない。

○福祉課長（西村 一君） 3,973万3,000円のうちの8割です。

○10番（鈴木多津枝君） だから、この基金に積み立てる分では足りないよということですか。

○福祉課長（西村 一君） そういうことです。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第21号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程第23 議案第22号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(板谷 信君) 日程第23、議案第22号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第4号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第22号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第4号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ789万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,478万3,000円としたいというものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

今回は、地名簡易水道施設整備事業等の実績見込みによる減額と工事の変更、追加及び消費税補正が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

簡水7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、190万7,000円の増額です。これは、納付見込みによる消費税の追加です。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は、395万2,000円の減額です。これは、水道施設維持管理業務、水質検査委託の実績による減額です。

第2項水道建設費は、585万3,000円の減額です。これは、地名簡易水道整備事業、本川根北部簡易水道大沢中継槽設置工事等の減額と、本川根南部簡易水道田代配水池工事の増額及

び塩郷地区水道管布設替工事の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、200万円の減額、第4款県支出金、第1項県補助金は、18万円の減額です。これは、地名簡易水道施設整備事業に係る国県補助金の変更によるものです。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は、65万3,000円の減額、第2項基金繰入金は、506万5,000円の減額です。これは、水道建設事業費の変更による一般会計繰入金及び基金分の減額です。

第2表繰越明許費につきましては、簡水2ページをごらんください。

今回の繰越明許は、県道川根寸又峽線塩郷地区の道路改良工事に係る水道管布設替工事です。県で施工している道路工事と同時施工のため、年度内の完成が見込めないため繰越明許をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第4号は原案のとおり可決されました。



◎日程第24 議案第23号 平成23年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（板谷 信君） 日程第24、議案第23号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第23号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,893万円としたいというものです。

今回の補正予算は、接岨峡温泉ポンプ改修工事の減額です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

温泉4ページをごらんください。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費は、377万円の減額です。接岨峡温泉ポンプ改修工事の減額を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

温泉3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、377万円の減額です。今回の補正事業に係る一般会計繰入金を計上しました。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号は原案のとおり可決されました。



◎日程第25 議案第24号 平成23年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(板谷 信君) 日程第25、議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第4号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第4号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ787万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,942万4,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、本年度のいやしの里診療所の運営経費の実績見込みによる補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は、720万円の減額です。これは、診療所管理者等の賃金、島田市民病院からの医師派遣業務、タクシー使用料等の減額です。

第2款医業費、第1項医業費は、67万3,000円の減額です。これは、実績見込みによる医療用機器借上料の減額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第1款診療収入、第1項外来収入は、230万円の減額です。これは、本年度の見込みにより減額するものです。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、557万3,000円の減額です。これは、実績見込みにより一般会計からの繰入金を減額するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第4号は原案のとおり可決されました。



◎日程第26 議案第25号 平成24年度川根本町一般会計予算

◎日程第27 議案第26号 平成24年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

◎日程第28 議案第27号 平成24年度川根本町後期高齢者医療事
業特別会計予算

◎日程第29 議案第28号 平成24年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

◎日程第30 議案第29号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

◎日程第31 議案第30号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計
予算

◎日程第32 議案第31号 平成24年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

○議長（板谷 信君） 日程第26、議案第25号、平成24年度川根本町一般会計予算から日程第32、議案第31号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第31号まで一括議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) それでは、議案第25号から31号まで一括説明させていただきます。

議案第25号、平成24年度川根本町一般会計予算の概要について説明いたします。

平成24年度当初予算は、55億1,300万円です。前年度と比べ1億3,200万円、率にして2.3%の減額となる予算を編成させていただきました。

平成20年度からの国の経済対策等に係る地域活性化関連補正による生活環境整備に始まり、平成23年度は、住民による地域づくりへの支援や地域の要望にこたえるよう身近な事業に重点を置き、事業展開をしてまいりました。

平成24年度予算については、特に、東日本大震災や河川災害等を教訓に、災害対策や住民生活に密着した施策に心がけた予算編成に努めました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、具体的な項目に入る前に、一般会計について大まかな説明をさせていただきます。

平成24年度予算編成に当たっては、東海地震や豪雨などの自然災害への防災対策、健康で明るく過ごすための医療・福祉施策の充実による安心安全のまちづくり、農林業と商工観光業の連携による地域経済の活性化、恵まれた自然環境や人的資源を生かした施策の展開による交流人口の増大による元気で活力に満ちたまちづくり、地域間の交流の促進、地域づくり活動への支援による住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりを目指した予算編成に取り組みました。

まず、歳入予算から見ていきますと、財源の構成では、自主財源が36.9%、依存財源が63.1%となっています。

地方交付税が40.8%、町税が22.1%、国・県支出金が10.2%となり、財政調整基金などの繰入金9.6%、町債が8.4%を占める割合となっています。地方交付税では、国勢調査における人口減少による減額の影響はありましたが、平成23年度の実績や国の交付税予算措置額の伸び等を勘案し、普通交付税を増額計上しました。町税につきましては、景気低迷により法人の法人割が大幅な減額となっています。

国庫支出金の減額は、子どものための手当の制度改正による減額が主なものです。県支出金は、林道開設・改良事業の補助金は伸びていますが、農林水産業費の林業費補助金や商工

費の緊急雇用対策補助金が大きく減額となり、12.5%の減となっています。

自主財源では、地域自治会振興事業交付金終了に伴い、集会所等修繕の減少により分担金及び負担金が32.6%の減、財政調整基金を含む繰入金は、財政調整基金の減額により、7,747万1,000円、率にして12.8%の減となりました。

歳出予算の目的別の構成比では、子育て等の支援、各種福祉サービスの実施などに係る民生費は21.2%、集会所耐震補強事業などの自治振興事業、まちづくり事業、町営バスの運行、環境対策の推進に関する総務費が16.3%、住民の健康づくり、環境衛生の向上や、飲料水供給施設・水道施設整備などの生活環境基盤整備を図る衛生費は11.1%、小中学校の管理運営、町民の社会教育やスポーツ振興を図る教育費は10.4%、災害対策事業や消防救急施設整備などの消防費は8.0%、農林業の振興、農産物・林産物の搬出に寄与する農林道の整備に係る農林水産業費が8.0%を占めています。

また、起債の元利償還金である公債費は14.1%と依然、大きな割合を占めています。

性質別では、地域要望に沿った町道・林道の改良や生活環境整備と災害対策事業の増額により、投資的経費が14.6%で、前年度より2.7%の増となっております。

義務的経費は、退職者補充の抑制に伴う人件費や、借り入れの減少により公債費が、子どものための手当の制度改正により扶助費が減額となり、構成比は42.4%を占めていますが、前年度より4.7%の減となっています。

物件費では、総合計画後期計画策定費等の各種計画の策定が減額となっています。補助費は、平成22年度、23年度の地域自治会振興事業交付金の終了に伴い、減額となっています。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款議会費は、7,466万5,000円です。前年度と比べ1,422万1,000円の減額です。議員年金制度の廃止による負担金、備品購入費の減が主なものです。

第2款総務費は、8億9,576万1,000円です。前年度と比べ1億5,365万8,000円の減額です。住民主体の地域づくりへの取り組みを支援する地域自治会振興事業交付金は終了しましたが、癒しの里づくり事業費交付金の活用等により、特色ある地域づくりを目指します。また、23年度からの継続として、集会所の耐震補強工事が計上されています。

まちづくり事業費では、継続事業として、川根茶等の市場開発調査、推進事業費、中国竜泉市との友好都市推進事業費、島田市と共同開催のSLフェスタ事業や、新たに空き家対策事業として、定住促進事業費補助金やホームページでの空き家バンク事業を計上し、元気で活力に満ちたまちづくりを目指します。

第3款民生費は、11億6,672万3,000円です。前年度と比べ787万4,000円の減額です。子育て支援センターや放課後子どもプラン事業の実施、外出支援事業や在宅高齢者配食サービス等の福祉サービスの充実により、安心して子どもを育てられる福祉の環境づくりに努めます。

第4款衛生費は、6億979万8,000円です。前年度と比べ1,874万8,000円の減額です。インフルエンザ予防接種の負担軽減として、高校生相当年齢までは自己負担なしとし、他の年齢

層でも負担を軽減しております。また、町単独分を含んだ子宮頸がんワクチン接種助成、各種予防接種助成費、町内診療機関の施設整備により、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

第5款労働費は、191万4,000円です。

第6款農林水産業費は、4億3,856万3,000円です。前年度と比べ309万6,000円の減額となりました。複合作物やお茶の商品研究・調査等への補助の追加、有害鳥獣対策、林道整備により、茶業・林業の振興を図ります。

第7款商工費は、2億8,639万7,000円です。前年度と比べ2,519万円の減額です。経済対策として、引き続き住宅リフォーム推進事業を計上するとともに、特色ある店づくりによる消費活性化を目指し、店舗等の改修等への支援として、おもてなしの店づくり事業費補助金の創設を盛り込んでいます。また、町の観光振興計画を策定し、効果的な施策の展開により、交流人口の増加を目指します。

第8款土木費は、2億1,032万円です。前年度と比べ6万2,000円の減額です。昨年の大井川の洪水を踏まえ、ハザードマップの作成費を計上しております。国道・県道整備促進とあわせ、町道や急傾斜対策等の推進により、快適で安全な社会資本整備に努めます。

第9款消防費は、4億4,250万円です。前年度と比べ7,130万5,000円の増額です。昨年の町内外の災害を踏まえ、防災ラジオの配備、地区備蓄倉庫の設置等の災害対策の充実により、災害に強いまちづくりを目指します。

第10款教育費は、5億7,032万6,000円です。前年度と比べ5,579万3,000円の増額です。小中学校の施設整備や南部小学校複式学級対応のための講師配置、特別支援員の増員など、学校教育環境の充実や生涯学習の推進、海洋センタープール改修など社会体育施設の充実により、町の教育環境の向上に努めます。

第11款災害復旧費は、2,227万3,000円です。前年度と比べ590万円の増額です。災害が発生した場合の応急的な復旧経費を計上し、迅速な対応に努めます。

第12款公債費は、7億7,876万円です。前年度と比べ4,214万9,000円の減額です。これは、過去の過疎対策事業債等の償還完了によるものです。

第13款予備費は、1,500万円です。前年度と同額を計上しました。

次に、歳入でございます。

第1款町税は、12億1,808万7,000円です。前年度と比べ4,969万3,000円の減額です。景気低迷により、法人の法人税割が大きく減少しています。

第2款地方譲与税は、5,000万円です。

第3款利子割交付金は、100万円です。

第4款配当割交付金は、100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、20万円です。

第6款地方消費税交付金は、7,500万円です。

第7款自動車取得税交付金は、1,800万円です。

第8款地方特例交付金は、200万円です。住宅借入金等特別控除による減収分のみの計上となり、大きく減少しています。

第9款地方交付税は、22億5,000万円です。平成23年度から22年度国勢調査人口の算定となりました。人口減少の影響もありましたが、単位費用などの改正等により大きな減額はありませんでした。23年度の実績を踏まえ、普通交付税は22億円、特別交付税を5,000万円計上させていただきました。

第10款交通安全対策特別交付金は、100万円で、前年度と同額です。

第11款分担金及び負担金は、3,225万円です。前年度対比1,560万4,000円の減額です。平成23年度で地域自治会振興事業交付金が終了したため、集会所等大規模修繕費負担金が大きく減額となっています。

第12款使用料及び手数料は、5,999万4,000円です。前年度対比198万7,000円の減額です。

第13款国庫支出金は、1億9,915万5,000円です。前年度対比2,035万1,000円の減額です。子どものための手当負担金、総務費の共聴施設整備事業費補助金、教育費の本川根中学校耐震工事に係る安心・安全な学校づくり補助金が減となっていますが、耐震性貯水槽建設に係る消防費補助金が増額となっています。

第14款県支出金は、3億6,355万9,000円です。前年度対比5,178万7,000円の減額です。後期高齢者医療保険基盤安定負担金が増額となっていますが、農林水産業費補助金において、道整備交付金、森林環境保全整備事業費補助金、商工費補助金では、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金が大きく減額となっています。

第15款財産収入は、3,516万2,000円です。前年度対比78万円の減額です。

第16款寄付金は、2,000円の科目設置です。

第17款繰入金は、5億2,916万1,000円です。前年度対比7,747万1,000円の減額です。特別会計繰入金が科目設置の3万6,000円で、基金繰入金が5億2,912万5,000円です。それぞれ事業目的に沿った基金の繰り入れをしております。24年度は、通常事業に加え、災害対策事業の強化のための事業経費として政調整基金を2億6,000万円と、昨年度よりは減額となっておりますが、例年以上に繰り入れて、事業の展開をしていきます。

第18款繰越金は、1億円で、前年度と同額です。

第19款諸収入は、1億1,433万円です。前年度対比1,377万3,000円の増額です。

第20款町債は、4億6,310万円です。前年度対比1,210万円の減額です。過疎対策事業債が9,570万円、公共事業等事業債が1,740万円、臨時財政対策債は3億5,000万円です。

以上が平成24年度一般会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第26号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,270万

円で、前年度と比べ4,580万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目ごとに歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、2,691万5,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

第2款保険給付費は、6億895万7,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などの計上があります。

第3款後期高齢者支援金は、1億1,788万7,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として23万7,000円です。

第5款老人保健拠出金は、1万1,000円です。

第6款介護納付金は、5,311万3,000円です。

第7款共同事業拠出金は、9,957万5,000円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しています。

第8款保健事業費は、1,443万4,000円です。第1項特定健康診査等事業費は、特定検診及び特定保健指導費用等を計上しています。第2項保健事業活動費は、人間ドック費用助成事業などを計上しております。

第9款基金積立金は、42万円です。

第10款公債費は、2,000円です。

第11款諸支出金は、114万9,000円です。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

第1款国民健康保健税は、2億1,370万4,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金は、1億8,695万4,000円です。

第4款療養給付費交付金は、5,942万4,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、2億4,433万円です。

第6款県支出金は、2,865万1,000円です。

第7款共同事業交付金は、8,989万6,000円です。

第8款財産収入は、42万円です。

第9款繰入金は、5,929万8,000円です。一般会計繰入金が5,929万5,000円で、基金繰入金は、3,000円です。

第10款繰越金は、5,000万1,000円です。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が平成24年度国民健康保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

次に、議案第27号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明いたします。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,810万円で、前年度と比べ1,100万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億1,794万5,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は、15万5,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料は、8,566万2,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万4,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、3,228万1,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、13万2,000円です。

第5款繰越金は、1,000円の科目設置です。

以上が平成24年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします

続きまして、議案第28号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,190万円で、前年度と比べ2,910万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

平成24年度から第5期介護保険事業計画の開始となります。

地域密着型介護サービス等の伸びにより、対前年2.7%の伸びとなっています。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の58ページをごらんください。

第1款総務費は、3,645万5,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、10億2,247万7,000円です。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は、616万6,000円です。

第5款地域支援事業費は、2,675万1,000円です。介護予防事業や二次予防事業対象者把握事業を実施する経費、福祉介護手当などを計上させていただきました。

第6款公債費は、1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

第7款諸支出金は、4万9,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款保険料は、1億7,218万8,000円です。

第2款使用料及び手数料は、1万6,000円です。

第3款国庫支出金は、2億8,693万5,000円です。

第4款支払基金交付金は、2億9,852万6,000円です。

第5款県支出金は、1億6,507万1,000円です。

第6款財産収入は、5万円です。

第7款繰入金は、1億6,903万3,000円です。一般会計繰入金で、積立基金繰入金は皆減となっております。

第8款繰越金は、1,000円で、科目設置です。

第9款諸収入は、8万円です。

以上が平成24年度介護保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第29号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,600万円で、前年度と比べて1億2,350万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

大規模事業である地名簡易水道施設整備事業の完了により、大きな減額となっております。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,158万1,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は、7,834万9,000円です。第1項水道管理費には富沢地区配水管災害復旧工事を計上しております。大規模事業の完了により大幅な減額となっております。

第3款公債費は、1億3,507万円です。過疎債、水道債の元金及び利子の支払いです。

第4款予備費は、100万円です。

次に、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、9万円です。

第2款使用料及び手数料は、1億1,063万8,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款財産収入は、115万円です。

第4款繰入金は、1億3,254万7,000円です。一般会計繰入金は1億1,254万7,000円で、施設建設と公債費への支援が主なものです。基金繰入金は2,000万円です。

第5款繰越金は、156万3,000円です。

第6款諸収入は、1万2,000円です。大規模事業の完了により国庫支出金、県支出金、町

債の計上はありません。

以上が平成24年度簡易水道事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第30号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明いたします。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,910万円で、前年度と比べ360万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものです。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、916万6,000円です。職員人件費、事務費等の管理経費です。

第2款温泉事業費は、1,978万6,000円です。寸又峡温泉引湯管布設替事業、接岨峡温泉ポンプ改修工事など、施設を良好に維持管理するための経費を計上するものです。

第3款基金管理費は、5万円です。

第4款予備費は、10万円です。

次に、歳入でございます。

第1款使用料及び手数料は、455万1,000円です。

第2款財産収入は、5万円です。

第3款繰入金は、2,439万5,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が平成24年度温泉事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

最後になります。議案第31号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明いたします。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,640万円で、前年度と比べ410万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

現在、医師は募集中であります。4月からも継続した診療ができるよう関係機関と協議し、9月までは現在の体制、10月から医師の採用による予算措置としております。

第1款総務費は、3,868万円です。医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費です。

第2款医業費は、756万9,000円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は15万円です。

次に、歳入でございます。

第1款診療収入は、2,842万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は、12万1,000円です。

第3款繰入金は、1,785万円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円です。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成24年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

それからですね、議案第30号温泉事業特別会計について、数字の間違いがあったようです。

第2款でございますけども、温泉事業費は、1,978万6,000円と申し上げたようですが1,978万4,000円と訂正させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 予算の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は、議案第25号から議案第31号までのすべてについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 全協でも、今の大体同じような説明がされまして、委員会審査の前に述べたことを、紙に書いたものをコピーしてくださるということでしたけれども、また同じ説明がされました。それで、私たちは、町長の提案理由の説明をずっと聞いていても、どこを見ていいのか全く指示をしてくださらないですね。何々をごらんください。何ページをごらんくださいというふうな指示は全くありません。たくさんせっかく担当の方でも、このように当初予算説明資料、それから当初予算事業説明資料とかつくって来てあるし、本予算も厚いのをいただいていますし、ずっと何を聞いていいかわからずに聞いていたわけですよ。

最後の予算の中身については、多分予算説明資料という、この縦長のを見ればわかるんだろうということ、ずっと追っていきましてけれども、前半のは本当に全くわからない、聞いているだけという、私はハトになって豆鉄砲を食らったような気持ちでいました。本当にもう少しわかるような説明をしていただきたいと思うんです。

どうせ予算特別委員会で審査するんだからということでしょうけれども、やはりこれだけ短い期間の中にこれだけたくさんの資料をいただいて、私たちも真剣にやらなければいけないときに、町長の説明というのは非常に重要だと思うんですよ。なぜ全協でああいうことを言ったかといえ、わからないから欲しいと言ったわけで、何を言っているかメモもできないし、それで今回もまた同じことをされているというのは、ちょっとわかってもらおうという努力が私は気持ちが欠けていらっしゃるのではないかなと思ったんですけども、町長は何枚かのものを読み上げているだけですよね。そういう説明をされていて、どういう気持ちだったんですか。議員の人たちはそれを読めばわかるかなと、大体つかんでくれるというふうに思われたんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 提案理由ということで、概要を申し上げたわけでありましてけれども、本来、この限られた時間の中で、概要説明の中で、すべて皆様方に十分御理解がいただけるような説明にはなっていなかったかもしれませんが、とりあえずこの場所では、こういう内容で提案しますということで、個々の課ごとの説明は、特別委員会の中で十分説明させていただくということで考えておりますので、そういうことで御了解をいただけたらというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は、聞いていてわからなかったというふうに申し上げたんです。提案理由の説明を議員が聞いていてわからないものでいいということではないと思うんですよ。やはりこれから委員会審査をするにしても、もう少し改善をしていただきたいという気持ちで、もう済んでしまったことはしょうがないんですけども、今後もありますし、議会が新しく編成されるかもしれない、新人の議員さんたちがもしかしたら入られるのかもしれない。確実にありますよね、4人の議員さんが辞表を出したんだから。

そういう中で、議会というものをもっと重くみていただきたいなど、審議する機関だということで、重く見ていただきたいな、時間をただ費やしているのだけではなくて、町長の提案理由の説明というのは、私は議員にとっては物すごく重要だと思っているんです。本当に町長が読み上げるんだったら、正直言って、事前にいただきたいぐらいです。それで審議をしたいというも思います。聞いていただけでは、本当に一生懸命聞いても、なかなかそれを何て言ったか言ってみろといわれても、概要さえ私はなかなか言えません。

そういう状況ですので、もう少しこの予算とか決算の説明については、たとえ概要であっても、町長が何を思って説明をされているのか、何か根拠を示していただきたいと思うんですよ。数字と何々でどうなった、どこでどうなったと言われるよりは、例えば、この説明資料の何ページをごらんくださいと言ってくださって、ある程度最小の説明をする。それで、事業の町が今度の予算で力を入れようとしていることについては、事業説明資料をごらんくださいと言って説明をしてくださる。そういう、何ページとか示していただける、そういうわかってもらうための配慮を今後していただけるかどうか、再度お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 説明するに当たって、例えば、一般会計予算については何ページのどこというような提示をしなかったものですから、そういう意味で、早口で申し上げましたので、余計追跡していきにくかったという部分が、鈴木議員の御不満の点かなというふうに思っています。そういう意味では、いずれにしても、この中で十分な説明というのはできかねると思いますけれども、できるだけわかりやすく、町の姿勢が訴えられるような形の御説明ができるように、今後配慮していきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わりますが、その前に、いま議会の方から強い意志があった、表明があったあとでちょっと言いにくいんですけども、私の方で間違えまして。議案第26号から31号まで一括議題と言いましたけども、議案第25号に直させてください。

それでは、ほかに質疑がなければ、これで質疑を終わりたいと思います。

それでは、お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号から議案第31号までは、7名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第31号までは、予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く7名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は、議長を除く7名の議員を選任することに決定しました。

————— ◆ —————

◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

予算特別委員会開催等の都合によって、3月3日から3月14日までの12日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、3月3日から3月14日までの12日間、休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時04分